

日常生活に役立つさまざまなサービスを電話にてご利用いただけます。団体総合生活補償保険など*にご加入のお客さまとその同居のご家族の方専用サービスです。

*メンタルヘルズ相談は病氣オプション加入者ご本人のみが利用いただけます。詳しくは、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

健康・医療



◆メンタルヘルズ相談
平日 9:00～21:00
土曜日 10:00～18:00
■上記以外
年中無休24時間対応

■健康・医療相談

日常の健康・医療に関するご相談や、薬剤全般に関するご相談に看護師などの専門職が応えます。

■メンタルヘルズ相談＜病氣オプション加入者限定＞

メンタルヘルズに関するご相談に臨床心理士等の専門家が電話や対面でお応えします。

■診断サポートサービス

(各種人間ドック・PET検査機関紹介、健康チェックサービス) 提携機関をご紹介します。(一部割引有)

(注)一部のサービスはご利用に予約が必要となります。

■医療機関総合情報提供

地域の医療機関情報や救急医療機関、各科の専門医などの情報をご提供します。

■三大疾病セカンドオピニオン情報提供

「三大疾病(がん、心疾患、脳血管疾患)」診断後の、セカンドオピニオンに関する情報提供やご相談にお応えします。

■女性医師情報提供、女性医師相談

女性医師情報をご提供する女性専用のサービスです。

介護



専任の相談員が
お応えします

年中無休24時間対応

■介護に関する情報提供

介護保険の仕組みに関することや介護状態になった場合の介護方法などのご相談にお応えします。

■介護に関する悩み相談

日常の介護の悩みなど幅広いご相談にお応えします。

■公的介護保険で利用できるサービス等に関する相談

公的介護保険で利用できるサービスや介護サービス提供事業者に関し、情報提供やご相談にお応えします。

■認知症に関する情報提供と悩み相談

専門医療機関の情報提供や精神的負担が大きい認知症の日常介護についてアドバイスします。

暮らしの相談



平日14:00～17:00

■暮らしのトラブル相談(法律相談)

個人の日常生活上のトラブルに関するご相談にお応えします。弁護士相談は予約制となります。

■暮らしの税務相談

個人の日常生活上の税務相談にお応えします。税理士相談は予約制となります。

情報提供・
紹介サービス

平日10:00～17:00

■子育て相談(12才以下)

妊娠中から小学校卒業までの子育ての悩みや不安に、専任の相談員がお応えします。

■暮らしの情報提供

冠婚葬祭についてのご質問
ボランティア情報



■安心な暮らしをサポートする事業者の紹介

●緊急通報サービス
●ベビーシッター
●福祉機器および介護用品のレンタル・販売

健康・介護ステーション

インターネットにて健康・医療、介護に関する情報をご提供します。
URL:https://www.ms-ins.com/kenko_kaigo/

○サービス受付の電話番号(通話料無料)は、ご加入後にお届けする加入者証や案内状の案内などをご覧ください。○平日とは、土・日・祝日・年末年始を除いた月～金をいいます。○お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限ります。○本サービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。○本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

事故の
ご連絡先

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189(無料)

事故は いち早く

事故の連絡・
保険金の請求が速い!
簡単・便利!

WEBでいつでもどこでも待ち時間がなく、
ペーパーレスで簡単に手続きできます!!
※P.33のQ&Aをご覧ください。

こちらから
アクセス



代理店・扱者
JP損保サービス株式会社

〒102-0074 東京都千代田区九段南4-7-15 JPR市ヶ谷ビル4F
0120-307-318(無料) 受付時間:平日 9:15～17:10

〈支店一覧〉

北海道 TEL:011-717-4431 東北 TEL:022-214-4104 関東・東京・南関東 TEL:0120-307-318
信越 TEL:026-223-6346 北陸 TEL:076-265-6465 東海 TEL:052-201-0338
近畿 TEL:06-4256-2512 中国 TEL:082-228-0261 四国 TEL:089-931-3798
九州 TEL:096-371-7210

ホームページアドレス:<https://www.jp-sonpo.co.jp>

引受保険会社(幹事会社)

三井住友海上火災保険株式会社 公務第二部 日本郵政室

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 TEL:03-3259-6682

立ちどまらない保険。

三井住友海上

MS&AD INSURANCE GROUP

令和3年7月1日始期以降用

日本郵政グループの
正社員・ご退職者の皆さま専用

団体傷害 補償制度



ケガの補償(基本補償)で、
新型コロナウイルス感染症等の
入院、通院が今年度より
補償されるようになりました!

熱中症に加え、新型コロナウイルス感染症および
特定感染症による入院、通院、後遺障害が
発生した場合に補償されます。



熱中症の対策に。
(マスクの着用は熱中症のリスクが高まります。)
ケガの補償(基本補償)で熱中症による入通院も**1日目**から補償!!

日本郵政グループ団体割引 **30%適用**※

※前年度でご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

保険期間 **令和3年7月1日**午後4時～**令和4年7月1日**午後4時1年間

中途加入も
できます

中途加入の場合の補償期間

申込日の翌月1日午前0時～令和4年7月1日午後4時
(毎月25日締切)

団体傷害補償制度は、日本郵政グループの正社員・ご退職者の皆さま専用の制度です。



GoodNews

基本補償〔ケガの補償〕が更にパワーアップ!! Bセット月々690円で新型コロナウイルスも補償!

安心ポイント1

新型コロナウイルスや
特定感染症等に備える



NEW

基本補償〔ケガの補償〕に

特定感染症危険補償特約がセットされました。
新型コロナウイルス感染症や特定感染症により入院、通院、
後遺障害が発生した場合に保険金が支払われます。

≫ P.8 **個人型** P.10 **家族型**

病気オプション

に加入すると、
基本補償〔ケガの補償〕に重ねて入院保険金、入院後の通院
保険金が支払われますので更に充実した補償となります。

≫ P.9 **個人型**

さらに安心ポイント

新型コロナウイルス感
染症に罹患して入院し
た場合は、病院への入
院に加え、医師の管理下
または医師の指示によ
り、ホテルや臨時施設
に入り療養を受ける場
合も補償対象となります。
なお、罹患者が医師の
指示により自宅療養す
る場合を含みます。



安心ポイント2

コロナ禍の
マスク着用による
熱中症に
備える



基本補償〔ケガの補償〕

ご自宅、または外出中の熱中症。急激かつ外来による日射
または熱射により被った身体の障害による入院、通院、手術、
後遺障害が発生した場合に保険金が支払われます。

≫ P.8 **個人型**

≫ P.10 **家族型**

病気オプション

に加入すると、
基本補償〔ケガの補償〕に重ねて、入院保険金、入院後の
通院保険金、手術保険金が支払われます。

≫ P.9 **個人型**

安心ポイント3

自転車通勤・
通学に備える



日常生活賠償オプション

本人、ご家族の通勤中・通学中の自転車事故で、相手にケ
ガを負わせたり、物を壊したりして法律上の損害賠償責任
を負った場合に保険金が支払われます。

≫ P.8 **個人型**

≫ P.10 **家族型**

ご加入方法など

新たに ご加入される方 (中途加入も含みます)	補償内容(セット名)を選択いただき、「ご加入内容確認事項(P.24)」をご確認のうえ、 同梱している次の2点をJP損保サービス株式会社までご提出ください。 ①[新規加入用]団体傷害補償制度 加入申込票 兼 健康状況告知書(表紙(1枚目)が記入例となっています。) ②ゆうちょ銀行 自動払込利用申込書(ご加入者ご本人様名義の口座に限ります。)
既に ご加入済みの方	4月上旬からご自宅に順次書類一式を郵送しております。 加入申込票に印字されている内容に変更がなければ、特段のお手続は不要です。 前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続の取扱いとさせていただきます。 補償内容を変更される場合、住所・職場名変更等がある場合、生年月日が印字されていない場合は、同封されている「継続加入申込票チェックシート」を参照のうえ、次の1点をJP損保サービス株式会社までご提出ください。 ①[継続用]団体傷害補償制度 加入申込票 兼 健康状況告知書(3枚目が記入例となっています。)
【保険料のお支払い】	ご指定いただきましたゆうちょ銀行総合口座からの自動引落としとなります。 初回の自動引落としは補償開始月の翌々月24日(土日祝日の場合は翌営業日)となります。 例 4月16日(金)お申込み ▶ 7月1日(木)補償開始日 ▶ 9月24日(金)初回保険料引落とし 保険料の払込みがない場合は、前々月1日からの脱退となります(補償がなくなります)。
【令和3年7月1日以降の補償について】	ご加入者から特にお申し出がない場合には、前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。 (ご年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合、ご継続時の年令による保険料となります。) ※保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただく場合がございます。



自動継続終了の取扱い

住所変更等のご連絡がなく、ご継続の書類が5年間お届けできない場合には、自動継続を停止し、補償を終了とさせていただきます。
住所、連絡先電話番号、職場名に変更がありましたら必ずJP損保サービスまでお申し出ください。

スケジュール

保険期間

令和3年7月1日午後4時～令和4年7月1日午後4時
(以降原則的に自動継続)

ご提出締切日

新たにご加入の方 令和3年6月11日(金)

P.2でご案内している必要書類のJP損保サービス株式会社支店着の締切日です。

既にご加入済みの方 令和3年5月14日(金)

ご変更がある場合のみお手続きが必要です。
詳しくは登録されたご住所に郵送しているご案内にてご確認ください。

お申込み後

加入者証到着:7月下旬 ▶ 初回保険料引落とし:令和3年9月24日(金)

※今年度の加入者証が到着するまでは、前年の加入者証や、加入申込票のお客さま控をお手元で保管ください。
※新たにご加入される方で上記締切日を過ぎてお申込みする場合はP.31「Q6」をご覧ください。

INDEX

制度概要	P.2
団体傷害補償制度の特長	P.4
補償内容	P.8
補償の選び方	P.11
保険金お支払事例	P.12
保険金をお支払いする場合・ 保険金のお支払額・ 保険金をお支払いしない 主な場合	P.13
ご注意・ ご加入内容確認事項	P.24
健康状況告知書ご記入のご案内	P.25
その他のご注意	P.26
万一、事故が発生した場合は・ 個人情報の取扱いについて	P.27
重要事項のご説明	P.28
Q&A	P.31
健康状況告知書 質問事項	P.34

加入資格

お申込人となれる方



以下のグループ会社※の社員および退職者です。
※以降日本郵政グループといいます。

日本郵政(株)、日本郵便(株)、(株)ゆうちょ銀行、(株)かんぽ生命保険、日本郵政スタッフ(株)、ゆうせいチャレンジド(株)、JPホテルサービス(株)、
日本郵政インフォメーションテクノロジー(株)、JPツーウェイコンタクト(株)、(株)郵便局物販サービス、日本郵便輸送(株)、JPビルマネジメント(株)、
日本郵政キャピタル(株)、JPコミュニケーションズ(株)、日本郵便オフィスサポート(株)、JP損保サービス(株)、JPトールロジスティクス(株)、JPビズメール(株)、
(株)システムトラスト研究所、(株)JPメディアダイレクト、日本郵政不動産(株)、(株)ゆうゆうギフト、JP東京特選会(株)、日本郵便メンテナンス(株)、
かんぽシステムソリューションズ(株)、トールエクスプレスジャパン(株)、東京米油(株)、JPインベストメント(株)、ゆうちょローンセンター株式会社

被保険者・被保険者本人となれる方および補償の対象者となる方



■被保険者本人※1となれる方の範囲

日本郵政グループの社員と退職者およびその家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族をいいます。)です。
<被保険者(補償の対象者)となる方>

基本補償

用品オプション(携行品損害)

病気オプション

本人介護オプション

被保険者本人※1

日常生活賠償オプション※2

弁護士費用オプション

用品オプション(受託物賠償責任)※2

被保険者本人※1、配偶者、同居の親族※3および別居の未婚の子※4です。補償の対象となるご家族の範囲は以下の図(例)をご参照ください。

■被保険者本人※1となれる方の範囲

日本郵政グループの社員と退職者およびその配偶者、
子ども、両親、兄弟姉妹です。

<被保険者(補償の対象者)となる方>

基本補償

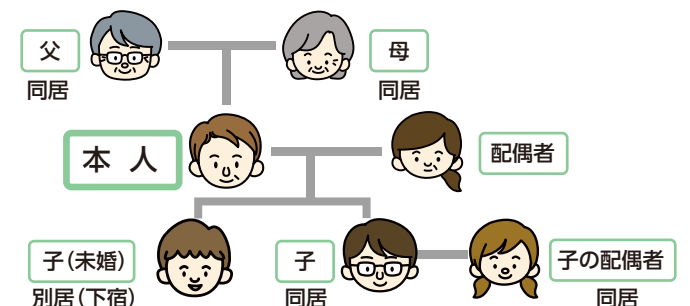
日常生活賠償オプション※2

弁護士費用オプション

用品オプション※2

被保険者本人※1、配偶者、同居の親族※3および
別居の未婚の子※4です。

被保険者(補償の対象者)となるご家族の範囲(例)



上図は参考例であり、記載以外の方も対象となる場合があります。
(例)同居の祖父、祖母、孫、ひ孫等

※1 被保険者本人とは、加入申込票の「個人型・被保険者欄」「家族型・被保険者欄」に記載された方をいいます。
※2 日常生活賠償オプション、用品オプション(受託物賠償責任)において、被保険者のいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、
その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方を含めます。
※3 同居の親族とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
※4 別居の未婚の子とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。

団体傷害補償制度の特長

予期せぬ「ケガ」や「病気」に対して備えておきたい補償を、
団体割引を適用したご加入いただきやすい保険料で揃えました。
ぜひ日本郵政グループの正社員・ご退職者の皆さま専用の
団体傷害補償制度をご活用ください。

基本補償〔ケガの補償〕

**国内・国外を問わず、日常生活・業務中はもちろん
通勤中からスポーツ中のケガまで幅広く補償します。**

安心ポイント1

新型コロナウイルス感染症を含む
特定感染症も補償

安心ポイント2

熱中症で
入院した

駅の階段から落ちて
ケガをした

地震もしくは**噴火**
またはこれらを
原因とする**津波**
による**ケガ**も
補償します!

スポーツ中に
ケガをした

料理中に
ヤケドをした

業務中に
ケガをした

海外旅行先で
ケガをした

特定感染症での入通院も補償いたします。

特定感染症危険補償特約(自動セット)

特定感染症とは何ですか?

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定されている特定の
疾病のことです。

どんなものが特定感染症なの?

エボラ出血熱、SARS(サーズ)、コレラなどが該当し、1類から5類まで区分されています。
その他に1類から3類と同等の危険性があると判断された指定感染症が含まれます。

新型コロナウイルス感染症でも補償されるの?

補償されます。後遺障害および入通院に対して保険金をお支払いします。
医師の管理下または医師の指示による臨時施設療養も補償対象となります。



基本補償〔ケガの補償〕に追加することで、
補償をワイドにできます。



選べるオプション(追加補償)

		オプション加入可否	
		個人型	家族型
安心ポイント3 日常生活賠償 オプション 	日常生活で他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり、線路への立入り等により電車等を運行不能にさせてしまったりしたことによる損害を補償します。 月払は100円・年払は1,130円で、ご家族全員1億円まで補償されます。	○	○
弁護士費用オプション 	国内の日常生活において、ご本人およびご家族が偶然な被害事故にあった場合に、損害賠償を請求するための弁護士費用や法律相談費用等を補償します。 (注) 弁護士費用特約については、日本国内における偶然な事故が対象となります。国外での事故はお支払いの対象となりませんので、ご注意ください。	○	○
用品オプション 	〈携行品損害補償〉 国内・国外を問わず、自宅外で携行している身の回り品が偶然な事故によって損害を受けた場合に保険金をお支払いします。 〈受託物賠償責任補償〉 国内において、他人(レンタル業者を含む)から借りたり、預かった物が偶然な事故によって損害を受けた場合に保険金をお支払いします。(日本国外で受託された受託物は対象となりません。)	○	○
おすすめ 病気オプション 	国内・国外を問わず、病気による日帰り入院を含む、入院・手術、退院後の通院の保険金をお支払いします。 さらに先進医療で治療を受けた場合の費用も1,000万円まで補償します。	○	×
本人介護オプション 	被保険者ご本人が要介護状態となり、その状態が180日を超えて継続した場合に一時金をお支払いします。介護のため一時的に必要な費用(介護用品・住宅リフォーム費用等)に充当することを目的とした特約です。 ※病気オプションにご加入いただいた方のみセットできます。	○※	×

制度のご案内
補償の選び方
支払事例・注意事項
重要事項説明
Q & A
健康状況告知書・質問事項

安心ポイント3

日常生活賠償オプション

加害者になるリスクに備える

日常生活において他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり、線路への立ち入りなどで電車等を運行不能にさせてしまったことなどにより、法律上の損害賠償責任を負われた場合に補償します。

自転車で走行中歩行者にぶつかりケガをさせてしまった



加害事故例

男子小学生(11才)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62才)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。

判決認容額 約9,521万円

神戸地方裁判所 平成25(2013)年7月4日判決

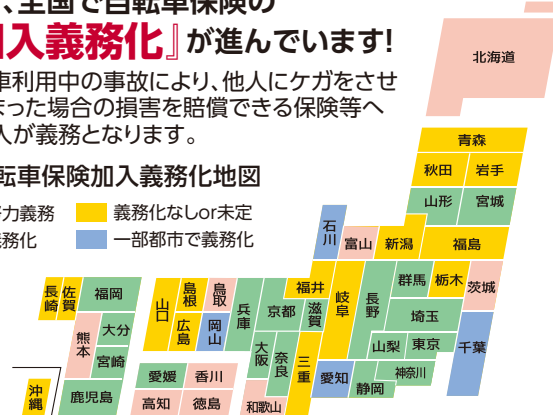
日常生活のさまざまな賠償リスクを補償する 日常生活賠償オプション

※示談交渉サービスとは、三井住友海上が折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きについて協力または援助を行うサービスです。詳細はP.27をご覧ください。

国内示談交渉サービス付き!※

昨今、全国で自転車保険の『加入義務化』が進んでいます! 自転車利用中の事故により、他人にケガをさせてしまった場合の損害を賠償できる保険等への加入が義務となります。

■自転車保険加入義務化地図
努力義務 義務化なしor未定 義務化 一部都市で義務化



出典:国土交通省 地方公共団体の条例の制定状況(令和2年12月31日現在)

弁護士費用オプション

被害者になるリスクに備える

弁護士依頼事例

自転車運転中、左方より直進してきた車と衝突。被害者は後遺障害を負った。加害者は当初1,800万円での示談を提示したが、被害者は弁護士を起用し、3,000万円での示談を勝ち取った。



弁護士費用 約220万円

内訳:着手金約10万円、報酬金約210万円

事故で被害者になったときに弁護士に相談できる 弁護士費用オプション

用品オプション

身の回り品損害のリスクに備える

【携行品損害補償】
旅先でハンドバックをひったくられた。

損害額 47,000円
(免責金額:3,000円)

【受託物賠償責任補償】
借り物のカメラを落としてしまい破損させた。

損害額 75,000円
(免責金額:5,000円)

身の回り品の損害リスクを補償する 用品オプション

日常生活賠償オプション
月々100円(月払の場合)

弁護士費用オプション
月々210円(月払の場合)

用品オプション
月々80円(月払・個人型の場合)

あわせてのご加入がおすすめです。

おすすめ

病気オプション

病気のリスクに備える

今は健康でも「もしも」は突然やってきます。病気で入院した際の支出への備えはされていますか?

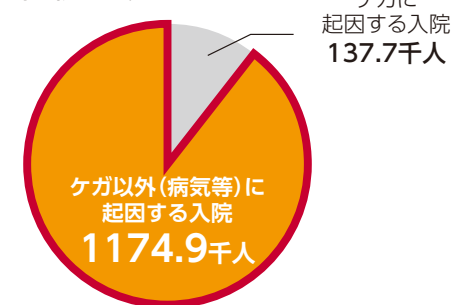
「がん」はもちろん「それ以外の病気」も補償します。



Q 「ケガのみの補償」に加入しているけど病気で入院する人ってそんなに多いですか?

A ケガ以外(病気)による入院は、入院全体の実に約90%を占めます。病気入院こそ備えが必要なんです。

■推計入院患者数

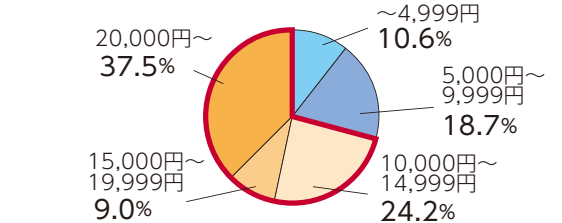


厚生労働省「平成29年 患者調査」

Q 他の保険に加入しているから病気で入院に備える保険は必要ないと思うけど…

A 入院1日あたりの自己負担費用は7割以上の方が10,000円以上です。補償の上乗せとしてのご加入もできます。

■入院時の1日あたりの自己負担費用



※治療費/食事代/差額ベッド代に加え、交通費(見舞いに来る家族の交通費も含む)や衣類、日用品などを含む。高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額。

生命保険文化センター「令和元年 生活保障に関する調査(令和元年12月発行)」から作成

先進医療に備える

公的医療保険の対象外となる先進医療に要する費用を補償します。

Point 1

先進医療に要する費用を補償

たとえば、がん治療に効果が見込まれる重粒子線治療の自己負担は

約312万円

その他にも、先進医療には様々な高度な医療があります。(各先進医療によって自己負担は異なります。)

陽子線治療
重粒子線治療 など

厚生労働省 第93回先進医療会議 令和2年度実績報告書



Point 2

先進医療を受けるための交通費・宿泊費も補償

先進医療を受けられる医療機関は限られており、治療費に加えて交通費・宿泊費の負担も考えなければなりません。たとえば、重粒子線治療を実施している医療機関は全国で6病院に限られます。(群馬県・千葉県・神奈川県・大阪府・兵庫県・佐賀県)

補償する交通費・宿泊費とは…

・先進医療を受けるための病院等との間の往復交通費
・先進医療を受けるための宿泊費(1泊につき1万円が限度)

厚生労働省 先進医療を実施している医療機関の一覧 令和2年12月1日現在



補償がもっとワイドに!



病気オプションに加入すると、新型コロナウイルス等感染症や熱中症で入院された場合に、基本補償(ケガ)に重ねて保険金をお支払いします。

より一層の備えのために 病気オプション をおすすめします。

基本補償〔ケガの補償〕の口数とご希望のオプションをお選びください。

基本補償〔ケガの補償〕
〔加入限度口数：10口※1〕



車にはねられ、懸命の救護もむなしく死亡してしまっ



ハイキングで崖から転落し、足を複雑骨折し、後遺障害等級第10級と認定された。



新型コロナウイルスに感染し、13日間入院を余儀なくされた。



地震による建物の崩落で大腿部を骨折し、手術をした。



道路を歩行中、車にはねられ、1か月間入院を余儀なくされた。



熱中症で倒れ、1週間の入院を余儀なくされた。

安心ポイント1

安心ポイント2

保険金額	傷害死亡・後遺障害		268万円
	傷害入院 (日額)	7日目まで※2	4,000円
		8日目以降	2,000円
	傷害手術		入院中に受けた手術の場合： 傷害入院保険金日額(8日目以降の金額)×10倍の額 入院中以外に受けた手術の場合： 傷害入院保険金日額(8日目以降の金額)×5倍の額
	傷害通院 (日額)	7日目まで※2	1,600円
		8日目以降	800円

セット名	B	E
払込方法	月払	年払
保険料 (1口あたり)	690円	7,590円

※1 加入限度は10口(15才未満の場合は5口)かつ、他の保険(他社を含む)との合計で通院保険金日額10,000円限度となります。(本制度は8日目以降の保険金額で換算ください)また、保険金額、保険料は加入口数に応じた倍数の額となります。

※2 傷害入院保険金および傷害通院保険金には、傷害入院保険金および傷害通院保険金の7日間2倍支払特約がセットされています。なお1回の事故で入院・通院の両方がある場合には、合計で7日間までが2倍支払いの対象となります。

8

オプション(追加補償)〔加入限度口数：1口〕

安心ポイント3

日常生活賠償オプション
(日常生活賠償特約)



自転車で走行中に歩行者にぶつかりケガをさせた。



買い物中に過って商品を壊してしまった。

日常生活賠償：1億円

BL

EL

月払

年払

100円

1,130円

弁護士費用オプション
(弁護士費用特約)



自転車とぶつかり後遺障害を負ったが、加害者の提示額に納得できず、弁護士に仲裁を依頼した。



子どもが突き飛ばされて大ケガ。加害者の親との交渉について弁護士に相談した。

弁護士費用：300万円
(法律相談費用：10万円)

BY

EY

月払

年払

210円

2,310円

用品オプション
(携行品損害補償特約+
受託物賠償責任補償特約)



旅先でハンドバッグをひったくられた。



借り物のカメラを過って落としてしまい破損させた。

携行品損害：10万円
(免責金額：3,000円)
受託物損害賠償責任：10万円
(免責金額：5,000円)

BK

EK

月払

年払

80円

800円

選ばれています!

先進医療費用補償付き
(詳細はP.7参照)



病気オプション

病気オプション+
本人介護オプション※
※基本補償および病気オプションにご加入
いただいた方のみセットできます。

〈病気オプション〉

・急性胃腸炎がひどくなり入院を余儀なくされた。
・肺がんとなり一部摘出手術が必要となった。
・がんの治療を目的に放射線治療を受けた。

〈本人介護オプション〉

事故や病気による「寝たきり」、「認知症」で介護が必要となった。
(その状態が180日を超えて継続した場合に限る)

病気オプション

病気オプション+
本人介護オプション

保険金額	疾病入院 (日額)	5,000円
	疾病手術	入院中に受けた手術の場合:疾病入院保険金日額×20倍の額 入院中以外に受けた手術の場合:疾病入院保険金日額×5倍の額
	疾病放射線治療	疾病入院保険金日額×10倍の額
	疾病通院 (日額) (退院後の通院)	2,500円
	先進医療費用	1,000万円限度
	介護一時金 (本人介護)	100万円

(令和3年7月1日時点) 満年齢	BS	ES	BS+BH	ES+EH
	月払	年払	月払	年払
0~4才	530円	5,740円	540円	5,810円
5~9才	410円	4,480円	420円	4,550円
10~14才	240円	2,490円	250円	2,560円
15~19才	250円	2,670円	260円	2,740円
20~24才	370円	4,040円	380円	4,110円
25~29才	540円	5,850円	550円	5,920円
30~34才	680円	7,430円	690円	7,500円
35~39才	720円	7,790円	730円	7,860円
40~44才	740円	8,010円	750円	8,080円
45~49才	940円	10,220円	950円	10,360円
50~54才	1,280円	13,920円	1,310円	14,210円
55~59才	1,790円	19,500円	1,850円	20,160円
60~64才	2,610円	28,440円	2,740円	29,860円
65~69才	4,000円	43,670円	4,290円	46,890円
70~74才	5,930円	64,710円	6,580円	71,760円
75~79才	9,470円	103,240円	10,860円	118,430円
80~84才	14,430円	157,410円	17,960円	195,870円
85~89才	16,050円	175,060円	23,440円	255,670円

(注) 加入申込票は病気オプションのみ
〇印を付けてください。

(注) 加入申込票は病気オプション、本人介護
オプションの両方に〇印を付けてください。

※病気オプション、本人介護オプションの年齢は保険始期(令和3年7月1日)時点での満年齢となります。

●日常生活賠償オプション、弁護士費用オプション、用品オプション(受託物賠償責任)の被保険者の範囲は、本人、配偶者、本人または配偶者と同居の親族および別居の未婚者。

(受託物賠償責任)の被保険者の範囲は、本人、配偶者、本人または配偶者と同居の親族および別居の未婚者。

9

制度のご案内

補償内容

補償の選び方

支払事例・注意事項

重要事項説明

Q & A

健康状況告知書・質問事項

基本補償〔ケガの補償〕の口数とご希望のオプションをお選びください。

基本補償〔ケガの補償〕

〔加入限度口数：10口※1〕

車にはねられ、懸命の救護もむなしく死亡してしまった。

ハイキングで崖から転落し、足を複雑骨折し、後遺障害等級第10級と認定された。

新型コロナウイルスに感染し、13日間入院を余儀なくされた。

地震による建物の崩落で大腿部を骨折し、手術をした。

道路を歩行中、車にはねられ、1か月間入院を余儀なくされた。

熱中症で倒れ、1週間の入院を余儀なくされた。

安心ポイント1

安心ポイント2

補償対象者	本人	配偶者	親族
傷害死亡・後遺障害	160万円	128万円	80万円
傷害入院（日額）	7日目まで※2 3,000円	2,400円	2,000円
	8日目以降 1,500円	1,200円	1,000円
傷害手術	入院中に受けた手術の場合： 傷害入院保険金日額（8日目以降の金額）×10倍の額 入院中以外に受けた手術の場合： 傷害入院保険金日額（8日目以降の金額）×5倍の額		
傷害通院（日額）	7日目まで※2 1,400円	1,000円	1,000円
	8日目以降 700円	500円	500円

セット名	A	D
払込方法	月払	年払
保険料（1口あたり）	1,380円	14,870円

※1 加入限度は10口（15才未満の場合は5口）かつ、他の保険（他社を含む）との合計で通院保険金日額10,000円限度となります。（本制度は8日目以降の保険金額で換算ください）また、保険金額、保険料は加入口数に応じた倍数の額となります。

※2 傷害入院保険金および傷害通院保険金には、傷害入院保険金および傷害通院保険金の7日間2倍支払特約がセットされています。なお1回の事故で入院・通院の両方がある場合には、合計で7日間までが2倍支払いの対象となります。

ライフステージに合わせた補償の選び方（おすすめのプラン）

ファミリー向けプラン

家族が増えたら補償も増やそう

家族が増えたら日常生活のリスクも高まります。ご家族全員のケガと病気に備えることも重要になります。

おすすめプラン

ご本人さま（44才）	配偶者さま（38才）	お子さま（長男9才、長女6才）
基本補償（ケガの補償） Bセット（2口）：1,380円	基本補償（ケガの補償） Bセット（2口）：1,380円	
病気オプション + 本人介護オプション BS+BHセット：750円	病気オプション + 本人介護オプション BS+BHセット：730円	
基本補償（ケガの補償） Aセット（1口）：1,380円		
日常生活賠償オプション ALセット：100円		
弁護士費用オプション AYセット：210円		
用品オプション AKセット：110円		
合計月払保険料：6,040円		

シニア向けプラン

年令を重ねた二人に必要な保険を

これまで以上にがんなどの病気の備えが必要な年令に。お子さまが独立されても、家族型でサポートできます。

おすすめプラン

ご本人さま（60才）	配偶者さま（54才）
基本補償（ケガの補償） Bセット（2口）：1,380円	基本補償（ケガの補償） Bセット（2口）：1,380円
病気オプション + 本人介護オプション BS+BHセット：2,740円	病気オプション + 本人介護オプション BS+BHセット：1,310円
日常生活賠償オプション BLセット：100円	ご本人さまの日常生活賠償オプションでカバーできます。
弁護士費用オプション BYセット：210円	ご本人さまの弁護士費用オプションでカバーできます。
用品オプション BKセット：80円	用品オプション BKセット：80円
合計月払保険料：7,280円	

※3ご本人さま・配偶者さまがそれぞれ加入 ※4ご本人さまが被保険者本人として加入

シングルプラン

社会人デビューしたら保険もデビュー！

万が一のケガ、病気、アクシデントに備え、自分で身を守りましょう。

おすすめプラン

ご本人さま（25才）
基本補償（ケガの補償） Bセット（2口）：1,380円
病気オプション + 本人介護オプション BS+BHセット：550円
日常生活賠償オプション BLセット：100円
弁護士費用オプション BYセット：210円
用品オプション BKセット：80円
合計月払保険料：2,320円

親孝行プラン

以下のように加入いただくことで、ご自身の補償に加えて離れて暮らす親御さまも補償の対象にできます。

（ご加入方法）
●申込人：ご本人（郵政グループ社員）
●被保険者本人：親御さま
・別居のお父さま（Bセット2口 1,380円）
・別居のお母さま（Bセット2口 1,380円）
合計月払保険料 2,760円

ご本人とは別居

父

個人型 Bセット

母

個人型 Bセット

申込人 ご本人

（郵政グループ社員）

保険金お支払事例

個人型 基本補償〔ケガの補償〕 2口 に加入した場合

新型コロナウイルス感染症で14日間入院し、7日間通院した。



●傷害入院14日間・傷害通院7日間の場合

傷害入院保険金 8,000円×7日+4,000円×7日 = 84,000円
傷害通院保険金 1,600円×7日 = 11,200円

合計 95,200円のお支払い

個人型 基本補償〔ケガの補償〕 2口 に加入した場合

炎天下のなか屋外で仕事をしていたところ、熱中症で倒れてしまった。



●傷害入院5日・傷害通院3日間の場合

傷害入院保険金 8,000円×5日 = 40,000円
傷害通院保険金 3,200円×2日+1,600円×1日 = 8,000円

合計 48,000円のお支払い

個人型 基本補償〔ケガの補償〕 1口 + 日常生活賠償オプション に加入した場合

自転車で走行中、交差点で横断歩道を横断中の女性と衝突。自分は肋骨と足を骨折し、相手側の女性は脳挫傷等で3日後に死亡した。



●肋骨と足の骨折で傷害入院30日・傷害通院30日。賠償額5,930万円の場合。

傷害入院保険金 4,000円×7日+2,000円×23日 = 74,000円
傷害通院保険金 800円×30日 = 24,000円
日常生活賠償保険金 = 59,300,000円

合計 59,398,000円のお支払い

個人型 基本補償〔ケガの補償〕 1口 + 弁護士費用オプション に加入した場合

歩行中、左後方より直進してきた自転車にひかれ腕と手首を骨折。加害者が賠償金を支払わないため、弁護士に示談交渉を依頼した。



●腕と手首の骨折で傷害入院40日・傷害通院10日。弁護士着手金30万円・弁護士報酬金50万円となった場合。

傷害入院保険金 4,000円×7日+2,000円×33日 = 94,000円
傷害通院保険金 800円×10日 = 8,000円
弁護士費用等保険金 = 800,000円

合計 902,000円のお支払い

個人型 基本補償〔ケガの補償〕 1口 + 病気オプション に加入した場合

※病気オプションのご加入には、基本補償〔ケガの補償〕への加入が必要です。

食道がんと診断され、重粒子線治療を受けることになった。



重粒子線治療とは、炭素イオンなどを、加速器で光速の約70%まで加速し、がん病巣に狙いを絞って照射する最先端の放射線治療法です。

●入院15日間・入院終了後の通院20日間。重粒子線治療にかかる費用308万円の場合。

疾病入院保険金 5,000円×15日 = 75,000円
疾病通院保険金 2,500円×20日 = 50,000円
先進医療費用保険金 = 3,080,000円

合計 3,205,000円のお支払い

保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・保険金をお支払いしない主な場合

※印を付した用語については、P.21～22 の「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害保険金	傷害死亡保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1) 傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金(特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約によりお支払いした特定感染症※に関する後遺障害保険金を含みます。)がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ※ ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ※ ●脳疾患、病気※または心神喪失によるケガ※ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ※ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ※ ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ※ ●原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの※ ●入浴中の溺水※(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなくとも、誤嚥(えん)※によって発生した肺炎※ ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ※ ●別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ※ ●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ※など (注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
	傷害後遺障害保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が発生した場合 傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4%～100%) (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害※の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金(特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約によりお支払いした特定感染症※に関する後遺障害保険金を含みます。)がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	傷害入院保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ※のため、入院※された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。) 傷害入院保険金日額 × 傷害入院の日数 (注1) 傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間※(180日)が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数※(180日)に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	
	傷害手術保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ※の治療※のため、傷害入院保険金の支払対象期間※(180日)中に手術※を受けた場合 1回の手術※について、次の額をお支払いします。 ① 入院※中に受けた手術の場合 傷害入院保険金日額 × 10 ② ①以外の手術の場合 傷害入院保険金日額 × 5 (注)次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ① 同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ② 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③ 医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。	

次ページにつづく

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害保険金	傷害手術保険金 ★傷害補償(MS&AD型)特約		前ページのつづき ④ 医科診療報酬点数表において、一連の治療 [※] 過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	P13「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ
	傷害通院保険金 ★傷害補償(MS&AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ [※] のため、通院 [※] された場合 (以下、この状態を「傷害通院」といいます。) (注) 通院されない場合で、骨折、脱臼、靱(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位 [※] を固定するために医師 [※] の指示によりギブス等 [※] を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなし	傷害通院保険金日額 × 傷害通院の日数 (注1) 傷害通院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間[※](180日)が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数 ・1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数[※](90日)に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ[※]を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	
特定感染症による後遺障害保険金 ★特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約 ☆指定感染症追加補償特約セット		保険期間中に特定感染症 [※] を発病 [※] し、発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害 [※] が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4%～100%) (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、特定感染症[※]による後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が発病[※]の日からその日を含めて180日を超えてなお治療[※]を要する状態にある場合は、引受保険会社は、発病の日からその日を含めて181日目における医師[※]の診断に基づき後遺障害[※]の程度を認定して、特定感染症による後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金または特定感染症による後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金および特定感染症による後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金および特定感染症による後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による特定感染症 [※] の発病 [※] ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為による特定感染症の発病 ● 戦争、その他の変乱 [※] 、暴動による特定感染症の発病(テロ行為による特定感染症の発病は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による特定感染症の発病 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による特定感染症の発病 ● 傷害保険金をお支払いすべきケガ [※] による特定感染症 ● 保険責任開始日からその日を含めて10日以内の特定感染症の発病(ただし、この保険契約が特定感染症を補償する継続契約の場合は、保険金の支払対象となります。) など
		保険期間中に特定感染症 [※] を発病 [※] し、その直接の結果として、次のいずれかに該当した場合(以下、この状態を「感染症入院」といいます。) ① 入院 [※] した場合 ② 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第2項の規定による就業制限が課された場合	傷害入院保険金日額 × 感染症入院の日数 (注1) 感染症入院の日数には以下の日数を含みません。 ・特定感染症[※]を発病[※]した日からその日を含めて傷害入院保険金の支払対象期間[※](180日)が満了した日の翌日以降の感染症入院の日数 ・1回の特定感染症の発病に基づく感染症入院について、特定感染症による入院保険金を支払うべき日数の合計が傷害入院保険金の支払限度日数[※](180日)に到達した日の翌日以降の感染症入院の日数 (注2) 傷害入院保険金または特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中にさらに特定感染症による入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する特定感染症を発病した場合は、特定感染症による入院保険金を重ねてはお支払いしません。 (注3) 特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ[※]を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
特定感染症による通院保険金 ★特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約 ☆指定感染症追加補償特約セット	保険期間中に特定感染症 [※] を発病 [※] し、その特定感染症のため通院 [※] された場合 (以下、この状態を「感染症通院」といいます。)	傷害通院保険金日額 × 感染症通院の日数 (注1) 感染症通院の日数には以下の日数を含みません。 ・特定感染症[※]を発病[※]した日からその日を含めて傷害通院保険金の支払対象期間[※](180日)が満了した日の翌日以降の感染症通院の日数 ・1回の特定感染症の発病に基づく通院について、特定感染症による通院保険金を支払うべき日数の合計が傷害通院保険金の支払限度日数[※](90日)に到達した日の翌日以降の感染症通院の日数 (注2) 傷害入院保険金または特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、特定感染症による通院保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金または特定感染症による通院保険金をお支払いする期間中にさらに特定感染症による通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する特定感染症を発病した場合は、特定感染症による通院保険金を重ねてはお支払いしません。 (注4) 特定感染症による通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ[※]を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	P14「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ
日常生活賠償保険金 ★日常生活賠償特約	① 保険期間中の次のア.またはイ.の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ② 日本国内において保険期間中の次のア.またはイ.の偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等(*1)を運行不能(*2)にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ア.本人の居住の用に供される住宅(*3)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ.被保険者の日常生活に起因する偶然な事故	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 免責金額[※](0円) (注1) 1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4) 日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受します。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注5) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	● 保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ● 被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ● 他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ● 被保険者と同居する親族 [※] に対する損害賠償責任 ● 被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ● 第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ● 心神喪失に起因する損害賠償責任 ● 被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ● 自動車等 [※] の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ● 戦争、その他の変乱 [※] 、暴動による損害 ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
弁護士費用等 保険金・ 法律相談費用 保険金 ★弁護士費用 特約	① 日本国内における偶然な事故により保険期間中に被害 ^(※1) を被った被保険者が、法律上の損害賠償請求を行った場合 ② 日本国内における偶然な事故により保険期間中に被害 ^(※1) を被った被保険者が、法律相談を行った場合 ^(※2) (※1)「被害」とは、被保険者が被った身体の障害または住宅・被保険者の日常生活用財産の損壊 ^(※3) または盗取をいいます。「身体の障害」とは、生命または身体を害することをいいます。 (※2)被害に対する法律相談が、被害の発生日からその日を含めて3年以内に開始されたときに限ります。 (※3)「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。 (注)被保険者の範囲は、本人、配偶者 [※] 、同居の親族および別居の未婚 [※] の子となります。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	【左記「保険金をお支払いする場合」の①の場合】 引受保険会社の同意を得て支出した ^(※1) 弁護士費用等 [※] の額 【左記「保険金をお支払いする場合」の②の場合】 引受保険会社の同意を得て支出した ^(※2) 法律相談費用 [※] の額 (※1)1事故 ^(※3) につき被保険者1名ごとに弁護士費用等保険金額が限度となります。 (※2)1事故 ^(※3) につき被保険者1名ごとに10万円が限度となります。 (※3)1事故とは、発生日または発生場所にかかわらず、同一の原因から発生した一連の事故をいいます。 (注1) 保険金をお支払いした後に次のいずれかに該当された場合は、弁護士費用等保険金の全部または一部を返還していただきます。 ・弁護士等への委任の取消等により着手金の返還を受けた場合 ・訴訟の判決に基づき、被害を被った被保険者が賠償義務者 [※] から弁護士費用等の支払いを受けた場合で、「判決で確定された弁護士費用等の額と既にお支払いした弁護士費用等保険金の額の合計額」が「被保険者が弁護士等に支払った費用の全額」を超過したとき。 (注2) 補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって発生した被害 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発生した被害 ●被保険者相互間の事故によって発生した被害 ●自動車等 [※] の無資格運転または酒気帯び運転 [※] 中の事故によって発生した被害 ●被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナー等の影響を受けているおそれがある状態での事故 ●住宅または日常生活用財産の詐取または紛失によって発生した被害 ●専ら被保険者の業務の用に供される動産の損壊または盗取によって発生した被害 ●大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。（環境汚染の発生が不測かつ突発的な事故による場合には、保険金の支払対象となります。） ●住宅または日常生活用動産自体の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、欠陥等による被害 ●被保険者が違法に所有・占有する財物の損壊または盗取 ●被保険者の業務遂行に直接起因する事故 ●診療、投薬、身体の整形、マッサージ等の外科的手術その他の医療処置によって発生した被害 ●妊娠、出産、早産または流産によって発生した被害 ●石綿等有する発がん性等有毒な特性に起因する被害事故 ●外因性内分泌かく乱化学物質（医薬品としホルモン作用を持つように合成された合成ホルモンなど）の有害な特性によって発生した被害 ●電磁波障害による事故 ●日照権、騒音、悪臭等、住宅または日常生活用動産の損壊または盗取を伴わない事由にかかわる法律相談を行うことによる損害 ●戦争、その他の変乱 [※] 、暴動によって発生した被害（テロ行為により発生した費用は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によって発生した被害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によって発生した被害 ●公権力の行使（住宅または日常生活用動産の差押え・没収・破壊等）によって発生した被害 ●被保険者が第三者との間に損害賠償に関する特別の約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任に関する弁護士費用等または法律相談費用を保険金請求権者が負担することによって被る損害 など
携行品損害 保険金 ★携行品 損害補償特約 ☆新価保険特約 （携行品損害 補償特約用） セット	保険期間中の偶然な事故（盗難・破損・火災など）により、携行品 ^(※1) に損害が発生した場合 (※1)「携行品」とは、被保険者が住宅（敷地を含みます。）外において携行している被保険者所有の身の回り品 ^(※2) をいいます。ただし、別記の「補償対象外となる主な『携行品』」を除きます。 (※2)「身の回り品」とは、被保険者が所有する、日常生活において職務の遂行以外の目的で使用する動産（カメラ、衣類、レジャー用品等）をいいます。	損害の額－ 免責金額 [※] （1回の事故につき3,000円） (注1) 損害の額は、再調達価額 [※] によって定めます。ただし、被害物が貴金属等の場合には、保険価額によって定めます。なお、被害物の損傷を修繕しうる場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害の額を定め、価値の下落（格落損）は含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害の額とします。 (注2) 損害の額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等（鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。）もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。 次ページにつづく	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と同居する親族 [※] の故意による損害 ●自動車等 [※] の無資格運転、酒気帯び運転 [※] または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●公権力の行使（差し押え・没収・破壊等）による損害 ●携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 次ページにつづく

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
携行品損害 保険金 ★携行品 損害補償特約 ☆新価保険特約 （携行品損害 補償特約用） セット		前ページのつづき (注3) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。 (注4) 補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	前ページのつづき ●偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電氣的事故・機械的事故(故障等)による損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。 ●携行品である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の携行品に発生した損害を除きます。 ●携行品の置き忘れまたは紛失による損害 ●戦争、その他の変乱 [※] 、暴動による損害（テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●別記の「補償対象外となる主な『携行品』」の損害 など
受託物賠償責任 保険金 ★受託物 賠償責任 補償特約	保険期間中で、受託物 ^(※1) を住宅内保管中または一時的に住宅外で管理している間に、損壊 ^(※2) ・紛失・盗難が生じ、受託物について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負われた場合 (※1)「受託物」とは、被保険者が日本国内において、日常生活の必要に応じて他人（レンタル業者を含みます。）から預かった財産的価値を有する有体物をいいます。ただし、別記の「補償対象外となる主な『受託物』」を除きます。 (※2)「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。ただし、滅失には盗難、紛失または詐取を含みません。 (注) 被保険者の範囲は、本人、配偶者 [※] 、同居の親族および別居の未婚 [※] の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。）を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 ^(※) ＋ 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金－ 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額－ 免責金額 [※] （1回の事故につき5,000円） (※) 被害受託物の時価額が限度となります。 (注1) 保険期間を通じ、受託物賠償責任保険金額がお支払いの限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4) 補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意による損害 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ●自動車等 [※] の無資格運転、酒気帯び運転 [※] または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●公権力の行使（差し押え・没収・破壊等）による損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない受託物の電氣的事故・機械的事故(故障等)による損害 ●受託物に発生した自然発火または自然爆発 ●風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（じん）その他これらに類するものの吹込みや漏入による損害 ●被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任） ●航空機、船舶（原動力がもっぱら人力であるものを含みません。）、銃器、職務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●被保険者と同居の親族 [※] に対する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●引き渡し後に発見された損壊による損害賠償責任 ●受託物を使用不能にしたことによる損害賠償責任（収益減少等） ●通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に受託物を使用したことに起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱 [※] 、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●別記の「補償対象外となる主な『受託物』」の損害 など
疾病 保 険 金	疾病入院 保険金 ★疾病補償 特約 ☆特定精神 障害補償 特約セット P.20(☆) 参照	保険期間の開始後 ^(※) に発病 [※] した病気 [※] のため、保険期間中に入院 [※] された場合（以下、この状態を「疾病入院」といいます。） (※) 病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。 疾病入院保険金日額 × 疾病入院の日数 (注1) 疾病入院の日数には以下の日数を含みません。 ・疾病入院された日からその日を含めて支払対象期間 [※] （1,095日）が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数 ・1回の疾病入院 [※] について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数 [※] （120日）に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数 (注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気 [※] を発病 [※] された場合は、疾病入院保険金を重ねてはお支払いしません。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気 [※] ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気 ●精神障害 ^(※1) およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱 [※] 、暴動による病気（テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ^(※2) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気 ^(※2) ●妊娠または出産（「療養の給付」等 ^(※3) の対象となるべき期間については、保険金をお支払いします。） 次ページにつづく

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病 保 険 金	疾病手術 保険金 ★疾病補償 特約 ☆疾病手術 保険金等 支払倍率 変更特約 セット ☆特定精神 障害補償 特約セット P.20(☆) 参照	①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気※の治療※のために疾病入院保険金の支払対象期間※(1,095日)中に手術※を受けられたとき。 ②保険期間の開始後(*)に発病※した病気の治療のために、保険期間中に手術を受けられた場合 (*)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の手術※について、次の額をお支払いします。 ① 入院※中に受けた手術の場合 疾病入院保険金日額 × 20 ② ①以外の手術の場合 疾病入院保険金日額 × 5 (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 疾病手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療※過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して疾病手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	前ページのつづき ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気 ●精神障害(*1)およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱※、暴動による病気(テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)(※2) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気(※2) ●妊娠または出産(「療養の給付」等(※3)の対象となるべき期間については、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの※ ●健康状況告知のご回答等により補償対象外とする病気(※4)(加入者証等に記載されます。) など (注) 保険期間の開始時(※5)より前に発病※した病気(※4)については保険金をお支払いしません。ただし、病気を補償する加入タイプに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院※を開始された日(※6)からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (※1)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。(特定精神障害補償特約(自動的にセットされます。))のセット後の内容となります。 ＜支払対象外となる精神障害の例＞ アルコール依存、薬物依存 など (※2)これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ばず影響が少なくと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (※3)公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」をいいます。 (※4)その病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。 (※5)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (※6)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。
	疾病放射線 治療保険金 ★疾病補償 特約 ☆特定精神 障害補償 特約セット P.20(☆) 参照	①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気※の治療※のために疾病入院保険金の支払対象期間※(1,095日)中に放射線治療※を受けられたとき。 ②保険期間の開始後(*)に発病※した病気の治療のために、保険期間中に放射線治療を受けられた場合 (*)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の放射線治療※について、次の額をお支払いします。 疾病入院保険金日額 × 10 (注1) 同一の日に複数回の放射線治療を受けた場合は、いずれか1つの放射線治療についてのみ保険金をお支払いします。 (注2) 疾病放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、疾病放射線治療保険金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、保険金をお支払いしません。	
	疾病通院 保険金 ★疾病補償 特約 ☆特定精神 障害特約 セット P.20(☆) 参照	疾病入院保険金をお支払いする疾病入院が終了し、退院した後、その疾病入院の原因となった病気※の治療※のため、通院※された場合(以下、この状態を「疾病通院」といいます。)	疾病通院保険金日額 × 疾病通院の日数 (注1) 疾病通院の日数には以下の日数を含みません。 ・疾病入院の終了した日の翌日から起算して疾病通院保険金の支払対象期間※(180日)が満了した日の翌日以降の疾病通院の日数。なお、疾病入院保険金の支払対象期間(1,095日)内に疾病入院が終了していない場合には、疾病入院の終了した日または疾病入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日から起算して180日を経過した日のいずれか早い日が疾病入院の終了した日となります。 ・1回の疾病入院※について疾病通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数※(30日)に到達した日の翌日以降の疾病通院の日数 (注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中に疾病通院された場合は、疾病通院保険金をお支払いしません。 (注3) 疾病通院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気※を発病※した場合は、疾病通院保険金を重ねてはお支払いしません。 (注4) 疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気(これと医学上因果関係がある病気※を含みます。)によって再度疾病入院に該当した場合で、前の疾病入院の終了後、後の疾病入院が開始するまでの期間中に疾病通院されたときは、その日数を疾病通院の日数に含めて疾病通院保険金をお支払いします。	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
先進医療費用 保険金 ★先進医療費用 保険金補償 特約 ☆特定精神障害 補償特約セット	ケガ※または病気※の治療※のため、保険期間中に日本国内において先進医療(*1)を受けた場合で、被保険者が先進医療に伴う費用を負担されたとき。 (注)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気(※2)を発病※した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、先進医療費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気(※2)を発病した時が、そのケガまたは病気によって先進医療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (※1)「先進医療」とは、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。医療技術、医療機関および適応症等が先進医療に該当しない場合、支払対象外となります。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。受療された日現在において、先進医療に該当しない場合、お支払いの対象外となります。 (※2) 先進医療の原因となった病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。	被保険者が負担された次の費用を被保険者にお支払いします。 ア.先進医療に要する費用(*) イ.先進医療を受けるための病院等との間の交通費(転院、退院のための交通費を含みます。) ウ.先進医療を受けるための宿泊費(1泊につき1万円限度) (※) 先進医療を受けた場合の費用のうち、保険外併用療養費およびこれに伴う一部負担金以外の費用をいいます。ただし、保険外併用療養費には、保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。なお、保険外併用療養費とは、公的医療保険制度から給付される部分をいい、一部負担金とは公的医療保険制度と同様の本人負担金をいいます。 (注1) 加害者等から支払われる損害賠償金などがある場合は、被保険者が負担された費用から差し引きます。 (注2) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、先進医療費用保険金額が限度となります。 (注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただきたいうえでご加入ください。	傷害保険金および疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」の(注)を次のとおり読み替えます。 (注) 保険期間の開始時(※5)より前に被ったケガまたは発病※した病気(※4)については保険金をお支払いしません。 ただし、先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、そのケガまたは病気による先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (※4) その病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。 (※5) 先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。
	介護一時金 本人介護 ★介護一時金 支払特約	保険期間中に、被保険者(*)が要介護状態(要介護3以上の状態)※となり、180日を超えて継続した場合 (※) この特約の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。 (注)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 被保険者が要介護状態となった場合に補償する加入タイプに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ① 要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ② この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。	介護一時金額の全額 (注) 介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。 ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※中の事故による要介護状態 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用による要介護状態(ただし、治療※を目的として医師※がこれらのものをを用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態(ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱※、暴動による要介護状態(テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの※

次ページにつづく

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
介護一時金 本人介護 ★介護一時金支払特約			前ページのつづき ●健康状況告知のご回答等により補償対象外とする病気（加入者証等に記載されます。その病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。）による要介護状態など （注）保険期間の開始時（※1）より前に要介護状態の原因となった事由（※2）が生じた場合は、保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由（※2）が生じた時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、介護一時金をお支払いします。 （※1）この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 （※2）公的介護保険制度※を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が生じた場合を含みます。

（☆）疾病保険金（疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金、疾病通院保険金）

【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】

病気※を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保険者が疾病入院（※1）の原因となった病気（※2）を発病※した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。

①病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額

②この保険契約のお支払条件で算出した金額

ただし、病気（※2）を発病した時が、その病気による入院（※1）を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。

（※1）疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

（※2）疾病入院（※1）の原因となった病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。

補償対象外となる運動等
山岳登はん（※1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（※2）操縦（※3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（※4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗 その他これらに類する危険な運動
（※1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。）をいいます。
（※2）グライダーおよび飛行船は含みません。
（※3）職務として操縦する場合は含みません。
（※4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。
補償対象外となる職業
オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含みます。）競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士 その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業
補償対象外となる主な「携行品」
船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）・航空機・自動車・原動機付自転車・雪上オートバイ・ゴーカートおよびこれらの付属品、自転車・ハンググライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィン・ラジコン模型およびこれらの付属品、携帯電話・PHS・ポケットベル等の携帯式通信機器・ノート型パソコン・その他の携帯式パソコン・ワープロ・タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器、動物、植物、株券、有価証券（乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。）、印紙、切手、預金証書または貯金証書（通帳およびキャッシュカードを含みます。）、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネー、漁具（釣竿、竿掛け、竿袋、リール、釣具入れ、クーラー、びく、たも網、救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された用具をいいます。）、稿本（本などの原稿）・設計書・図案・証書（運転免許証およびパスポートを含みます。）、帳簿・ひな形・鋳型・木型・紙型・模型・勲章・き章・免許状その他これらに類する物（印章は補償の対象となります。）、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ など
補償対象外となる主な「受託物」
日本国外で受託した物、通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手、稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書、帳簿、貴金属、宝石、書画、骨董（とう）、彫刻、美術品、自動車（被牽（けん）引車を含みます。）・原動機付自転車・船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機およびこれらの付属品、銃砲、刀剣、上記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のその運動等のための用具、動物・植物等の生物、建物（畳、建具、浴槽、流し、ガス台、調理台、棚および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。）、門、塀・垣、物置、車庫その他の付属建物 など

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約（自動セット）	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
天災危険補償特約（A・B・D・Eセット）	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ※のときも、傷害保険金をお支払いします。 同様の取扱いとなる保険金 ・先進医療費用保険金
傷害入院保険金および傷害通院保険金の7日間2倍支払特約（A・B・D・Eセット）	傷害入院保険金または傷害通院保険金をお支払いする場合に該当した期間の入院※または通院※の最初の7日間に対して、傷害入院保険金または傷害通院保険金の2倍の額をお支払いします。 （注1）1回の事故で入院、通院の両方がある場合には、合計で7日間までが2倍支払いの対象となります。 なお、傷害入院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガ※をされた場合でも、2倍のお支払いをする日数は最初の傷害入院保険金をお支払いする場合に該当した日から起算します。 （注2）ご加入されたご契約に傷害入院保険金または傷害通院保険金を2倍、増額または追加して支払う他の特約がセットされている場合は、この特約により支払われる保険金は、他の特約がないものとして算出した額とします。
熱中症危険補償特約（A・B・D・Eセット）	保険期間中の急激かつ外来による日射または熱射により被った身体の障害についても、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金または傷害通院保険金をお支払いします。
家族型への変更に関する特約（A・Dセット、AK・DKセット（携行品損害補償のみ））	被保険者の範囲を、「契約概要のご説明」の「被保険者の範囲」に記載のとおり変更します。
疾病手術保険金等支払倍率変更特約（BS・ESセット）	疾病手術保険金について、入院※中に受けた手術※の場合のお支払額を、[疾病入院保険金日額]×20に変更します。

【※印の用語のご説明】

【ア行】

- 「医学上因果関係がある病気」とは、医学上重要な関係にある一連の病気※をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。
たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。

特約名称	特約固有の「医師」の範囲
介護一時金支払特約	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師

- 「1回の疾病入院」とは、疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気※（これと医学上因果関係がある病気※を含みます。）によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。
- 「ギブス等」とは、ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するもの（硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギブスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸（けい）椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。）をいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行（※）または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
（※）いずれもそのための練習を含みます。
- 「行政書士が行う相談」とは、行政書士法第1条の3（業務）第1項第4号に規定する相談をいいます。
- 「頸（けい）部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。

「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。

「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。

「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。

「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状（※）を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。

①細菌性食中毒　②ウイルス性食中毒

（※）継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。

- 「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）をいいます。
・長管骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。）または脊柱
・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分（中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。）。ただし、長管骨を含めギブス等※の固定具を装着した場合に限ります。
・肋骨・胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）。ただし、体幹部にギブス等の固定具を装着した場合に限ります。
- 「後遺障害」とは、治療※の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの※を除きます。
- 「公的介護保険制度」とは、介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。
- 「誤嚥（えん）」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。
- 「再調達価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「支払限度日数」とは、支払対象期間※内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。

【サ行】

適用される保険金の名称
・傷害入院保険金・傷害通院保険金 ・疾病入院保険金・疾病通院保険金

- 「支払対象期間」とは、支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院※が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。

適用される保険金の名称
・傷害入院保険金・傷害通院保険金 ・疾病入院保険金・疾病通院保険金

- 「司法書士が行う相談」とは、司法書士法第3条（業務）第1項第5号および同項第7号に規定する相談をいいます。
- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。

- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。

①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（＊1）。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。

②先進医療＊に該当する診療行為（＊2）

（＊1）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。

（＊2）②の診療行為は、治療＊を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身の薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「乗用具」とは、自動車等＊、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者＊および3親等内の姻族をいいます。
- 「先進医療」とは、手術＊または放射線治療＊を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「治療」とは、医師＊が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療＊を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「特定感染症」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症および指定感染症（＊）をいいます。

（＊）新型コロナウイルス感染症等、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症、または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限りします。
- 「入院」とは、自宅等での治療＊が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師＊の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
- 「賠償義務者」とは、被保険者に発生した被害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
- 「発病」とは、医師＊が診断（＊）した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断によりはじめて発見されることをいいます。

（＊）人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- 「病気」とは、被保険者が被ったケガ＊以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。
- 「弁護士費用等」とは、損害賠償に関する争訟についての次のいずれかに該当する費用をいい、法律相談費用＊を除きます。ただし、保険金請求権者が、これらの費用を支出する際の手続き等を行うことによって得られなくなった収入は対象となりません。

①あらかじめ引受保険会社の承認を得て保険金請求権者が委任した弁護士、司法書士または行政書士に対する弁護士報酬（＊1）、司法書士報酬（＊1）または行政書士報酬（＊2）

②訴訟費用、仲裁、和解もしくは調停に要した費用およびその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用

（＊1）弁護士または司法書士に委任した事件の対象に基づき算定される着手金・手数料、および委任によって確保された利益に基づき算定される報酬金をいいます。

（＊2）書類の作成および書類の提出手続きの代理の対価として算定される金額をいいます。
- 法律相談とは、次のいずれかに該当する行為をいい、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等、一般的にその資格者の行う相談の範囲内と判断することが妥当であると認められる行為を含みます。なお、訴訟事件、非訟事件、行政庁に対する不服申立事件に関する行為（＊）、書面による鑑定、法律関係の調査、書類作成および法律事務の執行等は含まないものとします。

① 弁護士が行う法律相談

② 司法書士が行う相談＊

③ 行政書士が行う相談＊

（＊）審査請求、異議申立て、再審査請求等をいいます。

- 「法律相談費用」とは、法律相談＊の対価として弁護士、司法書士または行政書士に支払われるべき費用をいいます。なお、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料および日当は含みません。
- 「放射線治療」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。

①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為

②先進医療＊に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為

（注）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
- 「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- 「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
- 「要介護状態（要介護3以上の状態）」とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。

①公的介護保険制度＊の第1号被保険者（65才以上）要介護3以上の要介護認定の効力が生じた状態

②公的介護保険制度の第2号被保険者（40才以上65才未満）要介護3以上の要介護認定の効力が生じた状態。ただし、原因が公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病（初老期における認知症等の16疾病）に該当しない場合は、要介護3以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態とします。

③公的介護保険制度の被保険者以外（40才未満）要介護3以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態（次ページ参照）

寝たきりまたは認知症による約款所定の状態

1、寝たきりにより介護が必要な状態

次のいずれにも該当する状態をいいます。

① 次のいずれかの状態であるために介護が必要な状態。具体的には別表1(1)に規定する状態をいいます。

ア、寝返りができない状態

イ、立ち上がりができない状態

ウ、歩行等ができない状態

エ、その他の複雑な動作等ができない状態

② 日常生活上の一部の行為において介護が必要な状態。具体的には別表1(3)に規定する状態をいいます。

2、認知症により介護が必要な状態

次のいずれにも該当する状態をいいます。

① 認知症により、次のいずれかの状態であるために介護が必要な状態。具体的には別表1(1)に規定する状態をいいます。

ア、寝返りができない状態

イ、立ち上がりができない状態

ウ、歩行等ができない状態

エ、その他の複雑な動作等ができない状態

オ、日常生活上の行為がほとんどできない状態

② 認知症により、別表1(2)に規定するいくつかの問題行動があるために介護が必要な状態

別表1

(1)

区分	状態
① 寝返りができない状態	ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等につかまっても、自分では寝返りを行うことができない。
② 立ち上がりができない状態	ベッド柵、手すり、壁、人の手等につかまっても、自分ではいす、ベッドまたは車いす等に膝をほぼ90度に屈曲させて座っている状態から立ち上がることができない。
③ 歩行等ができない状態	次のいずれにも該当する状態をいいます。 ア、壁、手すり、いすの背または杖等につかまっても、自分では両足での立位保持 ^(注1) ができない。 イ、杖、義足、歩行器等を使用しても、または、壁もしくは手すり等につかまっても、自分では歩行 ^(注2) することができない。
④ その他の複雑な動作等ができない状態	次のいずれにも該当する状態をいいます。 ア、自分では車いす等への移乗 ^(注3) をすることができない。 ^(注4) イ、壁または手すり等につかまっても、自分では片足での立位保持 ^(注5) ができない。 ウ、自分では入浴時の洗身 ^(注6) を全く行うことができない。 ^(注7)
⑤ 日常生活上の行為がほとんどできない状態	次のいずれにも該当する状態をいいます。 ア、自分では排尿および排泄 ^(注8) 後のいずれの後始末 ^(注8) も全くすることができない。 イ、自分では食事を全く摂取することができない。

(2) いくつかの問題行動があるために介護が必要な状態とは、次に掲げる項目のうち3項目以上に該当する状態をいいます。

① 自分の生年月日および年令のいずれも答えることができない。

② 現在の季節を理解できない。

③ 今いる場所の認識ができない。

④ ひどい物忘れがある。

⑤ まわりのことに関心を示さないことがある。

⑥ 夜間不眠または昼夜の逆転がある。

⑦ 暴言または暴行を行う。

⑧ 同じ話を繰り返したり、口または物を使って不快な音を立てる。

⑨ 大声をだす。

⑩ 介護者の助言や介護に抵抗する。

⑪ 外出中に道に迷う。

⑫ 物を壊すまたは衣類を破く等の破壊行為をする。

⑬ 不潔行為をする。

⑭ 異食行為をする。

⑮ 物を盗られたなどと被害的になることがある。

⑯ 作話をし周囲に言いふらすことがある。

⑰ 実際にないものが見えたり、聞こえることがある。

⑱ 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。

⑲ 外出すると病院、施設、家などに1人で戻れなくなることがある。

⑳ 1人で外に出たがり目を離せないことがある。

㉑ いろいろなものを集めたり、無断でもってくることがある。

㉒ 火の始末や火元の管理ができないことがある。

㉓ 周囲が迷惑している性的行動がある。

(3) 日常生活上の一部の行為において介護が必要な状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

① 自分では排尿および排泄^(注8)後のいずれの後始末^(注8)もすることができない。^(注9)

② 自分では食事を摂取することができない。^(注10)

(注1) 両足での立位保持とは、両足で立った状態において、平らな床の上で立位を10秒間程度保持することをいいます。

(注2) 歩行とは、立った状態から5メートル以上歩くことをいいます。

(注3) 車いす等への移乗とは、ベッドから車いすもしくはいすへ、車いすからいすへ、ベッドからポータブルトイレへ、車いすもしくはいすからポータブルトイレへまたは畳からポータブルトイレへ等乗り移ることをいいます。

(注4) 自分で移乗することが可能な場合であっても、他人により事故が起こらないよう見守られることを必要とする状態を含みます。

(注5) 片足での立位保持とは、平らな床の上で両足での立位の後、自分で左右いずれかの片足を上げた状態のままの立位を1秒間程度保持することをいいます。

(注6) 洗身とは、浴室内でスポンジ、手ぬぐい、タオル等に石鹸等をつけて全身を洗うことをいい、洗髪行為は含みません。

(注7) 介護者にタオル等に石鹸等をつけてもらうことにより、体の一部を自分で洗うことができる状態を含みません。

(注8) 後始末とは、身体のごれた部分を拭く行為およびトイレ内でよれた部分を拭く行為をいいます。

(注9) 自分で排尿および排泄^(注8)後の身体のごれた部分を拭くことができる場合でも、紙の用意およびトイレ内の汚れた部分を拭く等の援助が必要な状態を含みます。

(注10) 食事の際に食卓で小さく切る、ほぐす、皮をむくおよび魚の骨をとる等の部分的な介助のみを必要とする状態を含みます。

(2) いくつかの問題行動があるために介護が必要な状態とは、次に掲げる項目のうち3項目以上に該当する状態をいいます。

① 自分の生年月日および年令のいずれも答えることができない。

② 現在の季節を理解できない。

③ 今いる場所の認識ができない。

④ ひどい物忘れがある。

⑤ まわりのことに関心を示さないことがある。

⑥ 夜間不眠または昼夜の逆転がある。

⑦ 暴言または暴行を行う。

⑧ 同じ話を繰り返ししたり、口または物を使って不快な音を立てる。

⑨ 大声をだす。

⑩ 介護者の助言や介護に抵抗する。

⑪ 外出中に道に迷う。

⑫ 物を壊すまたは衣類を破く等の破壊行為をする。

⑬ 不潔行為をする。

⑭ 異食行為をする。

⑮ 物を盗られたなどと被害的になることがある。

⑯ 作話をし周囲に言いふらすことがある。

⑰ 実際にないものが見えたり、聞こえることがある。

⑱ 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。

⑲ 外出すると病院、施設、家などに1人で戻れなくなることがある。

⑳ 1人で外に出たがり目を離せないことがある。

㉑ いろいろなものを集めたり、無断でもってくることがある。

㉒ 火の始末や火元の管理ができないことがある。

㉓ 周囲が迷惑している性的行動がある。

(3) 日常生活上の一部の行為において介護が必要な状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

① 自分では排尿および排せつ後のいずれの後始末^(注8)もすることができない。^(注9)

② 自分では食事を摂取することができない。^(注10)

(注1) 両足での立位保持とは、両足で立った状態において、平らな床の上で立位を10秒間程度保持することをいいます。

(注2) 歩行とは、立った状態から5メートル以上歩くことをいいます。

(注3) 車いす等への移乗とは、ベッドから車いすもしくはいすへ、車いすからいすへ、ベッドからポータブルトイレへ、車いすもしくはいすからポータブルトイレへまたは畳からポータブルトイレへ等乗り移ることをいいます。

(注4) 自分で移乗することが可能な場合であっても、他人により事故が起こらないよう見守られることを必要とする状態を含みます。

(注5) 片足での立位保持とは、平らな床の上で両足での立位の後、自分で左右いずれかの片足を上げた状態のままの立位を1秒間程度保持することをいいます。

(注6) 洗身とは、浴室内でスポンジ、手ぬぐい、タオル等に石鹸等をつけて全身を洗うことをいい、洗髪行為は含みません。

(注7) 介護者にタオル等に石鹸等をつけてもらうことにより、体の一部を自分で洗うことができる状態を含みません。

(注8) 後始末とは、身体のごれた部分を拭く行為およびトイレ内でごれた部分を拭く行為をいいます。

(注9) 自分で排尿および排せつ後の身体の汚れたところを拭くことができる場合でも、紙の用意およびトイレ内の汚れたところを拭く等の援助が必要な状態を含みます。

(注10) 食事の際に食卓で小さく切る、ほぐす、皮をむくおよび魚の骨をとる等の部分的な介助のみを必要とする状態を含みます。

ご注意(必ずお読みください)

●この保険は日本郵政株式会社が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。

●この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社およびその引受割合は次のとおりです。

三井住友海上(幹事会社)	引受割合	55.13%
東京海上日動		23.16%
損保ジャパン		21.71%

なお団体総合生活補償保険(MS&AD型)の疾病補償部分につきましては、三井住友海上が100%の引受割合となります。

●お客さまのご加入内容が登録されることがあります。

損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

- この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。(加入口数が限度口数内であっても制限させていただく場合があります。)あらかじめご了承ください。
- 保険金請求状況等とは、加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合、飲酒運転等の法令違反や事実を偽った保険金請求が行われた場合等をいいます。
- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。

- 柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。
 - ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
 - 日常生活賠償特約、受託物賠償責任補償特約、携行品損害補償特約等のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。
 - 保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期の詳細については、普通保険約款・特約でご確認ください。
- <自動継続の取扱いについて>
- 前年からご加入の皆さまについては、加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(年齢の進行により保険料表の年齢区分が変わる場合は、ご継続時のご年齢による保険料となりますのでご了承ください。)

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1.保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。

- 万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。
- 「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の可否をご確認ください。
- | |
|---|
| 保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)/保険金額(ご契約金額)/保険期間(保険のご契約期間)/保険料・保険料払込方法 |
|---|
- 2.加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。
- 以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要項目です。内容をよくご確認いただき、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。
- 記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

①皆さまがご確認ください。

・加入申込票の「生年月日」または「年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？

「年齢」欄は保険始期日時点での満年齢をご記入ください。

＊ご記入いただいた年齢と生年月日から算出した年齢が異なる場合には、生年月日から算出したものを年齢として取り扱うことがあります。

または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？

・加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？

＊ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

②以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。

◆「複数の方を保険の対象にするタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。

被保険者(補償の対象となる方)の範囲はご希望通りとなっていますか？

◆「健康状況告知をしていただく契約のタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。

被保険者(補償の対象となる方)の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいていますか？

3.次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

- ・この保険制度に新規加入される場合
- ・既にご加入の内容を変更してご継続される場合(被保険者の変更、補償内容の変更 など)
- ・既にご加入されているがご継続されない場合

団体総合生活補償保険(MS&AD型)健康状況告知書ご記入のご案内(必ずお読みください)

以下の注意点を読んで、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

○継続加入の場合で、保険責任を加重(*)することなく継続いただく場合には、あらためて健康状況を告知いただく必要はありません。

(*) 保険金額の増額、支払限度日数の延長等、疾病にかかわる補償を拡大することをいいます。

- 1.健康状況告知の重要性
- 健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者(補償の対象者)ご自身が、ありのままを正確に漏れなくお答えください。
- (注)告知時における年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちいずれかの方がお答えください。
- 2.正しく告知されなかった場合の取扱い
- 「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。
- 3.書面によるご回答のお願い
- ・代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
 - ・代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いいたします。
- 4.「健康状況告知書質問事項」に該当される場合
- 「健康状況告知書質問事項」に該当された場合、ご加入のお引受について次の取扱いとさせていただきます。

特約の名称	取扱い
疾病補償特約	次のいずれかとなります。 ①特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受します。この場合でも、特定の疾病・症状群に該当しないものは、「6.保険期間の開始前の発病等の取扱い」が適用されます。 ②ご加入はお引受できません。
先進医療費用保険金補償特約	
介護一時金支払特約	
本人介護	

5.現在の契約を解約・減額し、新たなご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明(注意喚起情報)をご覧ください。

現在の契約を解約・減額し、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にお答えいただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入できなかったり、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受することがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなることがあります。

6.保険期間の開始前の発病等の取扱い

特約の名称	取扱い
疾病補償特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時(*1)より前に発病した病気(*2)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、疾病入院を開始された日(*3)からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
先進医療費用保険金補償特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時(*1)より前に被ったケガまたは発病した病気(*2)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
介護一時金支払特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時(*1)より前に要介護状態の原因となった事由が生じていた場合は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、要介護状態の原因となった事由が生じた時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
本人介護	

- (※1) 同一の保険金を補償する加入タイプを継続加入される場合は、継続加入してきた最初のその保険金を補償する加入タイプのご加入時をいいます。
- (※2) その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。
- (※3) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

7.その他ご留意いただく点

- ・ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。
- ・「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのまま継続いただけない場合があります。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ	
特約の名称	取扱い
疾病補償特約	継続時に、あらためて健康状況の告知を行うことにより、新たな告知内容に応じた条件で継続加入いただくことができます。 【ご注意】 ◎現在の健康状況等によっては、継続加入できなかったり、保険金をお支払いしない疾病・症状群が追加・変更されたりすることがあります。 ◎特約によっては、新たな告知内容に応じた条件で継続いただいた場合でも、保険金のお支払額は、発病等時点の保険契約の条件で算出した金額となることがあります。 ◎保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。
先進医療費用保険金補償特約	
介護一時金支払特約	
本人介護	

その他のご注意

<税法上の取扱い>（2021年2月現在）

- 払い込んでいただく保険料のうち、疾病保険金部分の保険料等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税についで最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。
（注1）傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象なりません。特に、基本補償〔ケガの補償〕のみの場合、保険料控除の対象となる保険料はありませんので、ご注意ください。
- （注2）なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

<経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>

- ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
- ・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。
【病気の補償】
保険金、解約返れい金等は90％まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100％補償されます。
- 【ケガの補償】
保険金、解約返れい金等は80％まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100％補償されます。
- 【上記以外の補償】
保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または代理店・扱者までお問い合わせください。

万一、事故が発生した場合は

<保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡>

- 保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

<保険金支払いの履行期>

- 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類（※1）をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認（※2）を終えて保険金をお支払いします。（※3）
（※1）保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。
- （※2）保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
- （※3）必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

<保険金のご請求時にご提出いただく書類>

- 被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
【ご提出いただく書類】
以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの
・引受保険会社所定の保険金請求書　・引受保険会社所定の同意書　・事故原因・損害状況に関する資料　・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料（住民票、健康保険証（写）　等）　・引受保険会社所定の診断書　・診療状況申告書　・公の機関（やむを得ない場合は第三者）等の事故証明書　・死亡診断書　・他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類　・損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類　・引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類
事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

- 法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。
＜示談交渉サービス＞
日本国内において発生した、日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受いたします。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。
＜示談交渉を行うことができない主な場合＞
○1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
○相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
○相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
○被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

<代理請求人について>

- 高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者（※）等（以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。）が保険金を請求することがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**
（注）①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者（※）」
②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」
③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「上記①以外の配偶者（※）」または「上記②以外の3親等内の親族」
（※）法律上の配偶者に限ります。

個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。詳細は、三井住友海上ホームページ（https://www.ms-ins.com）または引受保険会社のホームページをご覧ください。

- ご加入者さまへご継続のご案内並びに加入者証などのお届けをもれなく実施することなどを目的として、引受保険会社が取得した個人情報の一部（ご加入されている補償内容ならびに保険金の支払い状況を除く）を日本郵政グループ各社へ提供し、各社からご加入者さまの所属に関わる情報などを取得することがあります。
 - 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、引受保険会社ならびにJP損保サービスに提供します。
 - JP損保サービスは、本契約に関する個人情報を保険商品やそのサービスの提供とご案内並びにJP損保サービスが仲介する提携会社の保険関連サービスの提供とご案内のために必要な範囲で利用するほか、提携する他の保険代理店とともに保険商品やそのサービスの提供とご案内に必要な範囲で利用します。その他の目的には利用しません。
- なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、JP損保サービスのホームページ（http://www.jp-sonpo.co.jp/）に掲載の個人情報の保護に関する基本方針をご覧くださいるか、JP損保サービス各営業所までお問い合わせ願います。

重要事項のご説明

契約概要のご説明(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合には、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1.商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合(傷害補償特約等をセットした場合)や病気になられた場合(疾病補償特約等をセットした場合)等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。特約をセットすることで、携行品損害、賠償責任など日常でのさまざまな事故を補償することも可能です。

加入タイプ	被保険者の範囲 (○:被保険者の対象 -被保険者の対象外)		
	本人(*2)	配偶者	その他親族(*3)
本人型	○	－	－
家族型(*1)	○	○	○

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
疾病補償特約	
介護一時金 支払特約 本人介護	本人(*2)のうち、次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で生後15日以上満89才以下の方 ・健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方
先進医療費用 保険金補償特約	
日常生活賠償特約	(a) 本人(*2) (b) 本人(*2)の配偶者 (c) 同居の親族(本人(*2)またはその配偶者と同居の、本人(*2)またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族) (d) 別居の未婚の子(本人(*2)またはその配偶者と別居の、本人(*2)またはその配偶者の未婚の子)
受託物賠償責任 補償特約	(e) (a) から(d)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(*4)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限りです。
弁護士費用 特約	(a) 本人(*2) (b) 本人(*2)の配偶者 (c) 同居の親族(本人(*2)またはその配偶者と同居の、本人(*2)またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族) (d) 別居の未婚の子(本人(*2)またはその配偶者と別居の、本人(*2)またはその配偶者の未婚の子)

- (※1)家族型には「家族型への変更に関する特約」がセットされます。
 - (※2)加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。
 - (※3)家族型の場合は次のいずれかの方をいいます。
 - ・本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族
 - ・本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子
 - (※4)監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限りです。
- (注)同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際におけるものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

(2)補償内容

保険金をお支払いする場合はパンフレットP.13～21のとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

- ①保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額
パンフレットP.13～21をご参照ください。
- ②保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)
パンフレットP.13～21をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3)セットできる主な特約およびその概要

パンフレットP.13～21をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4)保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5)引受条件

ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、パンフレットの保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。
・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受できない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。

2.保険料

保険料は保険金額・被保険者(補償の対象者)の方の年齢・保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3.保険料の払込方法について

パンフレットP.2をご参照ください。
分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。

4.満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5.解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7.解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合には、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1.クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は日本郵政株式会社が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2.告知義務等

(1)告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

- 被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ①他の保険契約等(*)に関する情報
 - (*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。
 - ②被保険者の「生年月日」「年齢」(病気を補償する契約に限りです。)
 - ③被保険者の健康状況告知(病気を補償する契約に限りです。)
- (注)告知事項の回答にあたっては、「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。

(2)その他の注意事項

- 同種の危険を補償する他の保険契約等(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求歴欄にその内容を必ず記入してください。
 - (*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。
- 保険金受取人について

保 険 金 受 取 人	傷害死亡 保険金	・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注)傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

- ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。
- 被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(*)を解約しなければなりません。
 - ①この保険契約(*)の被保険者となることについて、同意していなかったとき
 - ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき
 - ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等を発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき

- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約(*)の存続を困難とする重大な事由を発生させたとき
 - ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき
- また、①の場合は、被保険者が引受保険会社へ解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。
(注)家族型においては、被保険者ご本人から解約請求があった場合、または被保険者ご本人による引受保険会社への解約請求があった場合には、保険契約者は次のaまたはb.いずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その被保険者ご本人が傷害後遺障害保険金の支払いを受けていた場合にはb.によるものとします。
a.家族のうち新たに本人となる方の同意を得て、本人をその方に変更すること。
b.この保険契約(*)を解約すること。
(*)保険契約…その被保険者に係る部分に限りです。

■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。
(注)複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

＜補償が重複する可能性のある主な特約＞

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
団体総合生活補償保険(MS&AD型)	自動車保険
日常生活賠償特約	日常生活賠償特約
弁護士費用等補償特約	弁護士費用特約

3.補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、パンフレットP.2記載の方法により払込みください。パンフレットP.2記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4.保険金をお支払いしない主場合(主な責事由)等

(1)保険金をお支払いしない主な場合

パンフレットP.13～21をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2)重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等を発生させ、または発生させようとしたこと。

- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5.保険料の払込猶予期間等の取扱い

- (1) 保険料は、パンフレットP.2記載の方法により払込みください。パンフレットP.2記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。
- (2) 分割払の場合で、保険金をお支払いする場合は発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

6.失効について

ご加入後に、被保険者(家族型においては被保険者全員)が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

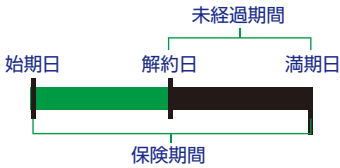
7.解約と解約返れい金

ご加入を中途で脱退(解約)される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。

ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただきますことがあります。



8.保険会社破綻時等の取扱い

パンフレットP.26をご参照ください。

9.個人情報の取扱いについて

パンフレットP.27をご参照ください。

10.「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

- (1) **現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項**
- ① 多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。
 - ② 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。
- (2) **新たな保険契約(団体総合生活補償保険(MS&AD型))をお申込みされる場合のご注意事項**
- ① 新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受できない場合や、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受する場合があります。
 - ② 新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始日より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
 - ③ 新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年齢により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
 - ④ 新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】JP損保サービス株式会社

0120-307-318(無料)

受付時間:平日 9:15～17:10

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277(無料)

電話受付時間:平日 9:00～19:00 土日・祝日 9:00～17:00
(年末年始は休業させていただきます。)

万一、ケガをされたり、病気になられた場合は

遅滞なく下記にご連絡ください。
24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189(無料)

事故は いち早く

事故の連絡は、「インターネット受付」も行っています。
インターネット事故受付サービス「三井住友海上保険金請求WEB」は、こちらから。
※対応可能な事故は限定されています。詳細はWEB画面をご覧ください。

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)】0570-022-808

・受付時間[平日 9:15～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]

・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。

・おかけ間違いにご注意ください。

・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

Q&A

保険料について

- Q1** 保険料の引落日はいつですか?
- A1** 保険始期(令和3年7月1日)時点でご加入の方は、ご指定のゆうちょ銀行総合口座から9月24日(金)に引落しとなります。(年払保険料および月払初回保険料。)
- 月払2回目以降保険料の引落しは、毎月24日(土日祝日の場合は翌営業日)となります。中途加入の方は、補償開始月の翌々月24日(土日祝日の場合は翌営業日)となります。
- Q2** 保険料を、ゆうちょ銀行以外の金融機関から引落しすることは可能ですか?
- A2** 本制度は日本郵政グループの補償制度につき、ゆうちょ銀行以外の金融機関からは引落しできません。必ずゆうちょ銀行の総合口座をご指定ください。

加入申込について

- Q3** 加入時の年齢に制限はありますか?
- A3** 病気オプション、本人介護オプションについては、生後15日～89才までご加入可能です。また、基本補償(ケガの補償)、日常生活賠償オプション、弁護士費用オプション、用品オプションについては、年齢制限はございません。
- Q4** 被保険者を5人加入させたいが、申込票は3枚書けばよいですか?
- A4** 申込票は3枚記入してください。(申込票はJP損保サービスにご請求ください)なお、STEP1の申込人情報については1枚目のみの記入で結構です。
- Q5** 基本補償(ケガの補償)に加入希望だが、告知欄に回答は必要ですか?
- A5** 必要ございません。病気および本人介護オプションに加入の場合、告知が必要となります。

Q6 保険期間中に加入することはできますか?

A6 ご加入いただけます。ただし、払込方法は月払のみとなります。

【補償期間】
申込日の翌月1日午前0時～令和4年7月1日午後4時

【ご加入にあたって】
① 途中で加入される場合、申込締切は毎月25日、補償期間は上記のとおりとなります。(払込方法は月払に限ります。)

② 保険料のお支払いは、毎月ご指定いただきましたゆうちょ銀行総合口座からの自動引落しとなります。(ご加入者ご本人様名義の口座に限ります。)

初回の自動引落しは補償開始月の翌々月24日(土日祝日の場合は翌営業日)となります。

(ご加入例) 令和3年9月18日に中途加入された場合、補償期間は令和3年10月1日午前0時から令和4年7月1日午後4時までとなり、保険料の初回お支払いは令和3年12月24日(金)となります。

(第2回目以降の月払保険料は、毎月24日(土日祝日の場合は翌営業日)となります。)

中途加入

7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月

25日 申込締切

1日 補償開始

11月中旬 加入者証発送

7/1 自動継続

③ 翌年度以降、継続停止のお申し出がない場合は、7月1日から1年間を単位として自動的に継続されます。

【加入者証送付について】
加入者証は原則補償開始月の翌月中旬頃にお届けします。加入者証が到着するまでは、加入申込票のお客さま控をお手元で保管ください。

- Q7** 現在通院中ですが、病名等がわかりません。病気オプションに加入できますか？
- A7** 健康状況告知の結果により、お引受の可否や条件を判断させていただきます。ただし疾病・症状名が判明しない場合（検査中等）は、疾病・症状名が判明するまではお引受を見合わせさせていただきます。パンフレットP34～P35の健康状況告知書 質問事項をご確認ください。

- Q8** 現在、「特定の疾病・症候群について保険金をお支払いしない条件」で加入していますが、病気が完治しました。条件を変更することはできますか？
- A8** 加入時にご申告いただいた病気が完治してから3年超経過している場合は、再度、継続時に健康状況を告知いただくことで条件が緩和される場合もございます。継続時にパンフレットP34～P35の健康状況告知書 質問事項をご確認いただき、改めて健康状況告知を行ってください。

加入内容変更について

- Q9** 保険期間中に加入内容を変更したい場合、どうしたらよいですか？
- A9** JP損保サービス本社（0120-307-318・無料）までご連絡ください。変更手続の方法をご案内させていただきます。

- Q10** 払込方法を変更することはできますか？
- A10** 保険期間中の変更はできません。ご希望の方は、次回の継続時に変更手続をお願いいたします。

- Q11** 保険期間中に脱退することはできますか？
- A11** 脱退いただけます。脱退手続き時の保険料の取扱いは以下のとおりです。
月払：中途脱退月の翌月まで自動引落しにて保険料をお支払いいただきます。
（初回保険料の自動引落しが補償開始月の翌々月から開始されているため）
年払：中途脱退月から保険終期までの期間に応じた保険料を返れいします。

- Q12** 日本郵政グループを退職することになりましたが、本制度を脱退する必要がありますか？
- A12** 本制度は退職された場合でも引き続き加入いただけますので、脱退いただく必要はございません。

補償内容について

- Q13** ケガの補償も病気オプションも日帰り入院から補償されますか？
- A13** ケガの補償も病気オプションも日帰り入院から補償されます。

- Q14** 新型コロナウイルス以外の特定感染症で、ホテルなどでの宿泊療養もしくは自宅療養となりました。保険金の支払対象になりますか？
- A14** 支払対象外となります。

- Q15** 自費で新型コロナウイルス感染症の検査キットを取り寄せ、検査を行いました。支払対象となりますか？
- A15** 支払対象外となります。

- Q16** 自転車保険に加入したいのですが、団体傷害補償制度に加入していれば大丈夫ですか？
- A16** 基本補償（ケガの補償）および日常生活賠償オプションへのご加入で、自転車事故によるご本人のケガや、他人にケガをさせてしまい法律上の賠償責任を負った場合に備えることができます。

- Q17** 弁護士費用オプションは、どのような場合に補償されますか？
- A17** 自転車にはねられた…など、日常生活での被害事故において、相手方に損害賠償請求を行う場合に発生する訴訟費用や、弁護士などに相談する費用等をお支払いいたします。詳細はP.16をご参照ください。

- Q18** 用品オプション内の「携行品損害補償」は、どんなものでも補償の対象となりますか？
- A18** 携行品損害補償では、補償の対象外となるものがございます。詳細はP.20記載の【補償対象外となる主な「携行品」】をご参照ください。
たとえば住宅外に保管している場合等、保管状況や事故状況によっては、一部補償対象外となる場合もございます。（一般的に、自宅保管している身の回り品を住宅外に持ち出し偶然な事故により損害が生じた場合等に、保険金をお支払いいたします。）

- Q19** 病気で入院した場合、保険金は支払われますか？また、保険金請求をした場合、保険は継続できますか？
- A19** 病気オプションにご加入されている場合のみ、保険金をお支払いいたします。詳細はP.17～18をご参照ください。また、保険金請求をされた場合でも、翌年度以降もご継続いただけます。

- Q20** 補償対象となる先進医療とはどのような治療ですか？
- A20** がんを治す最先端の放射線治療の「重粒子線治療」「陽子線治療」や、悪性脳腫瘍の最先端治療の「抗悪性腫瘍剤治療における薬剤耐性遺伝子検査」等があります。詳細はP.19をご参照ください。

その他

- Q21** 保険料は税法上の保険料控除の対象となりますか？
- A21** 病気オプション（BS・ESセット）・本人介護オプション（BH・EHセット）の保険料は、「新・介護医療保険料控除」の対象です。その他のセットは保険料控除の対象外です。病気オプション（BS・ESセット）・本人介護オプション（BH・EHセット）にご加入の加入者様には保険料控除額証明書を10月中旬に送付させていただきます。

- Q22** 「インターネット受付」による「三井住友海上保険金請求WEB」について教えてください。
- A22** スマートフォンやPCを利用してWEBで事故の連絡と保険金請求が速い・簡単・便利にできます。
- 保険金請求WEBでできること
- 事故連絡** ケガ、病気、携行品損害の事故連絡。
- 保険金請求** ケガのみお手続きが可能。ケガをした本人で、治療が完了している、保険金の振込指定口座がご本人名義であることなどの条件があります。条件に合わない場合は保険金お支払いセンター担当者からご連絡します。
- アクセス方法時間
- 24時間365日利用（毎週月曜 AM2:00～4:00のメンテナンス中はご利用いただけません）
スマートフォンで右記二次元コードからアクセスできます。
始める前に加入者証をお手元にご用意してください。



健康状況告知書 質問事項

病気オプション・本人介護オプションに新たに加入される場合、下記質問事項に回答ください。

団体総合生活補償保険 (MS&AD型) 健康状況告知書質問事項

ご回答は加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」、「特定疾病対象外欄」にご記入ください。

●「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。

●「団体総合生活補償保険 (MS&AD型)」にお申し込みいただく際には、下記の質問事項につき正確にご回答ください。

この質問事項に対するご回答が事実と相違する場合、保険金をお支払いしないことがありますのでご注意ください。

●下記の質問事項には、被保険者 (補償の対象者) ご自身がお答えください。 (*)

(*) 告知時における被保険者の年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちのいずれかの方がお答えください。

●下表に記載がある傷害や疾病については下記質問1および質問2に関する告知は不要です。

<告知対象外となる傷害・疾病一覧>

現在治療中でも告知いただく必要のないもの	●アレルギー性鼻炎※、花粉症※ ●アトピー性皮膚炎※ ※入院中・入院歴あり・入院予定のものは、告知いただく必要があります。 ●ケガ※ ※ただし、右記の「疾病・症状一覧表」の疾病コードJ0,J1,J2またはK0に該当するものは、告知いただく必要があります。
現在医師から次回通院、入院、手術、再検査等を指示されていないければ告知いただく必要のないもの	●かぜ※、感冒※、インフルエンザ※ ※入院、手術のないものに限ります。 ●右記の「疾病・症状一覧表」の疾病コードJ0,J1,J2またはK0に該当するケガ ●食中毒 ●菌の疾患 ●結膜炎 ●正常分娩

質問1

過去3か月以内に、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか。
(上記別表<告知対象外となる傷害・疾病一覧>記載の傷害や疾病等を除きます。)

質問2

次のいずれかに該当しますか。
①過去3年以内に、病気またはケガにより、医師による手術、または初診から終診(注1)までの期間が14日以上となる医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがある。(妊娠・分娩に伴う異常、帝王切開を含みます。上記別表<告知対象外となる傷害・疾病一覧>記載の傷害や疾病等を除きます。)
②これまでに、医師に悪性新生物(がん)(注2)と診断されたことがある。
(注1)終診とは、医師から次回通院、入院、手術、再検査や投薬等の指示をされなくなったことをいいます。(治療の必要はないが、定期的に経過観察(診察・検査)の必要があると医師から指示を受けている状態は、終診には該当しません。)
(注2)上皮内新生物を含みます。

はい

質問3

満16才以上の女性のみお答えください。
現在、妊娠していますか。

いいえ

質問1 から質問3 に対する回答に1つも「はい」が無い場合、お引受します。

注1 疾病・症状名が判明しない場合は、疾病・症状名が判明するまではお引受を見合わせさせていただきます。

注2 (例)不整脈による受診歴のため疾病コードA0を特定疾病対象外欄に記入して加入された方が、心筋梗塞になった場合、保険金をお支払いしません。

注3 (例)疾病コードA2を特定疾病対象外欄に記入して加入された方が、心筋梗塞(疾病コードA0)になり、この心筋梗塞と疾病コードA2に属する病気(高血圧症など)との間に医学上因果関係がある場合、保険金をお支払いしません。

<ご注意>特定疾病対象外欄への対象外となる疾病・症状等の記載の有無にかかわらず、普通保険約款およびセットされる特約により保険金をお支払いできない場合があります。詳細はパンフレットP.25をご確認ください。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

継続時に、あらためて健康状況の告知を行うことにより、新たな告知内容に応じた条件で継続加入いただくことができます。

【ご注意】

◎現在の健康状況等によっては、継続加入できなかったり、保険金をお支払いしない疾病・症状群が追加・変更されたりすることがあります。

◎新たな告知内容に応じた条件で継続いただいた場合でも、保険金のお支払額は、発病等時点の保険契約の条件で算出した金額となる場合があります。

◎保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。

疾病・症状一覧表

加入申込票の「特定疾病対象外欄」に記入いただく疾病コードに属する疾病・症状は下表のとおりです。

分類	疾病コード	A 欄	B 欄
循環器系等の疾患	A0	心臓弁膜症※、心不全、狭心症、心筋梗塞、心室細動、急性冠症候群 ※僧帽弁・大動脈弁・肺動脈弁・三尖弁の狭窄症または閉鎖不全症をいい、僧帽弁逸脱症候群を含みます。	不整脈(心房細動、心房粗動、発作性心頻拍症、心室性頻拍症、洞不全症候群、完全房室ブロックを含みます。)、心臓喘息、冠状動脈硬化症、心筋症、心内膜炎(細菌性以外)、心房中隔欠損症
	A1	脳腫瘍、脳卒中(脳出血、脳梗塞(脳軟化)を含みます。)、くも膜下出血、脳血栓、脳塞栓	もやもや病、一過性脳虚血発作(TIA)、脳動静脈奇形(脳動静脈瘻)、頸動脈狭窄症
	A2		高血圧症、動脈硬化、動脈瘤(動脈解離を含みます。)、静脈瘤
	A3		リウマチ性心疾患、リウマチ(関節・筋肉)
	A4		低血圧症
消化器系の疾患	B0	胃がん、腸がん、食道がん、大腸がん	急性胃炎、慢性胃炎、胃下垂、胃・十二指腸潰瘍、大腸炎、虫垂炎、イレウス(腸閉塞)、急性胃粘膜病変、憩室炎(憩室症)、そいいヘルニア、腹壁ヘルニア、胃・腸・食道ポリープ(良性)、胃腸炎、胃腺腫、大腸腺腫、腸重積、腹膜炎、嘔吐下痢症、クローン病、潰瘍性大腸炎、過敏性腸症候群
	B1	肝臓がん、肝硬変	黄疸、肝機能障害、肝肥大、急性肝炎、慢性肝炎、脂肪肝 ※伝染性肝炎、ウイルス性肝炎はB1ではなくG2に該当します。ただし、ウイルス性肝炎のうち、A型・B型・C型肝炎は、B1とG2に重複して該当します。
	B2	胆道がん	胆石症、胆囊炎、総胆管結石、胆嚢腺筋症、胆嚢ポリープ(良性)、胆管炎
	B3	脾臓がん	急性脾炎、慢性脾炎、脾石症、脾腫、脾のう胞
	B4		痔、痔ろう、脱肛、肛門周囲膿瘍
呼吸器系の疾患	C0	肺がん	菌の支持組織の疾患、その他の菌の疾患
	C1	喉頭がん、気管支喘息※、喘息性気管支炎※ ※小児喘息、アレルギー性喘息を含みます。	肺炎、肺気腫、肺線維症、塵肺症、胸膜炎(肋膜炎)、肺囊胞症、自然気胸、中葉症候群、肺化膿症(肺膿瘍を含みます。)、肺梗塞、慢性閉塞性肺疾患
	C2		気管支拡張症、慢性気管支炎、びまん性汎細気管支炎、急性気管支炎、咳喘息
泌尿器・生殖器系の疾患	D0	腎盂腎炎(腎盂炎)、ネフローゼ(症候群)	アレルギー性鼻炎、慢性副鼻腔炎(蓄膿症を含みます。)、鼻中隔弯曲症
	D1	前立腺がん	腎炎(慢性腎臓炎、IgA腎症を含みます。)、腎周囲炎、膿腎、萎縮腎、尿毒症、腎不全、慢性膀胱炎、腎嚢胞、水腎症、尿道狭窄
	D2	子宮がん、乳がん、卵巣がん	前立腺肥大、前立腺炎
	D3		乳房の疾患、子宮筋腫、子宮内膜炎、卵巣嚢腫、子宮頸部異形成、子宮内膜ポリープ(良性)、子宮頸管ポリープ(良性)、チョコレート嚢胞、子宮腺筋症、子宮内膜症
内分泌系の疾患	E0	糖尿病・高血糖症	尿管結石、(腎臓結石、尿管結石、膀胱結石)
	E1		
	E2		痛風
血液・造血器系の疾患	F0	白血病、悪性リンパ腫	甲状腺機能亢進症(バセドウ病を含みます。)、甲状腺機能低下症、甲状腺炎、甲状腺腫・甲状腺腫瘍(良性)
	G0	結核(腎結核を除きます。)	
	G1		貧血、紫斑病
	G2		腎結核
感染・寄生虫症	G2		伝染性肝炎、ウイルス性肝炎※ ※A型・B型・C型肝炎は、G2とB1に重複して該当します。
	G3		細菌性心内膜炎
	G4		淋病、梅毒、その他の性病
	H0	てんかん、パーキンソン病、多発性硬化症	髄膜炎、脳膜炎、自律神経失調症、インフルエンザ脳症
神経・感覚器系の疾患	H1	筋ジストロフィー症	神経炎、神経痛、顔面神経障害、手根管症候群、重症筋無力症、ギランバレー症候群
	H2		白内障、緑内障、黄斑変性症、その他の目の疾患
	H3		中耳炎(慢性中耳炎を含みます。)、乳様突起炎、メニエール病、突発性難聴、耳鳴症
	H3		脊椎の捻挫・骨折、腰痛、腰部捻挫、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むち打ち症、脊椎症、腰椎症、頸椎症、脊柱管狭窄症、後縦靱帯骨化症、椎間板障害、腰椎分離・すべり症、脊椎分離・すべり症、突発性腰痛症(ギックリ腰)
筋・骨格系の疾患	J0	脊椎カリエス	
	J1	膠原病※ ※ベーチェット病、全身性エリテマトーデス、強皮症、多発性筋炎・皮膚筋炎、結節性動脈周囲炎(結節性多発動脈炎)、混合性結合組織病、アレルギー性肉芽腫性血管炎(チャーグ・ストラウス症候群)、側頭動脈炎をいいます。	骨髄炎(急性化膿性骨髄炎を含みます。)、半月板損傷、ばね指(手指屈筋腱腱鞘炎)、特発性大腿骨頭壊死
	J2		骨関節炎、関節内障、変形性関節症
外傷後遺症	K0		頭部外傷後遺症、脳挫傷
皮膚の疾患	L0		アトピー性皮膚炎、蜂窩織炎、帯状疱疹、粉瘤(アテローム)
新生物	M0	悪性新生物(がん)※ ※上皮内新生物を含みます。	
職業病	N0		職業病
精神障害	P0	認知症、アルコール・薬物使用による精神障害、統合失調症、妄想性障害、躁うつ病等の気分障害、抑うつ状態、神経症性障害※1、ストレス関連障害※2、摂食・睡眠障害、人格障害、詳細不明の精神障害 ※1不安障害を含みます。 ※2パニック障害、適応障害を含みます。	
妊娠・出産にかか	Q1(注)		妊娠及び産褥の中毒症、早産、流産、分娩及び産褥の敗血症、分娩の合併症、その他の妊娠・出産に関わる疾病
	Q2(注)		上記<Q1>の疾病・症状のうち、告知日時点における妊娠によるもの

(注)「Q1」は質問1または質問2①に該当する場合に、「Q2」は質問3に該当する場合に、それぞれご記入ください。

【上記の疾病・症状一覧表に該当する疾病・症状がない場合】

加入申込票の「特定疾病対象外欄」の“疾病コード・疾病名称”に疾病コード「R0」および「具体的な疾病・症状名(カタカナ)」をご記入ください。ご記入された疾病・症状およびご記入された疾病・症状と医学上因果関係がある疾病・症状について保険金をお支払いしない条件でお引受します。

なお、上記の疾病・症状一覧表に該当する疾病・症状がある場合は、必ず、上記の疾病・症状一覧表の該当する疾病・症状をご選択ください。

(例)「肺炎」の場合、具体的な疾病・症状名は記入せず、「肺炎」が区分される疾病コード「C0」を選択し、記入します。